

令和4年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年12月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年12月5日 午前9時宣告

開 議 令和4年12月5日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	廣田 春秋
会 計 課 長	梶原枝理子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
総 務 課 長	片岡 和子	建 設 課 長	藤本 雅徳
まちづくり推進課長	岡田 秀和	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年12月5日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11番、松浦隆起君の発言を許します。

11番（松浦隆起君）

おはようございます。11番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、一般質問を本日も3点させていただきますのでよろしくお願いいたします。

具体的内容に入ります前に一言お話をさせていただきたいと思いますが、議会初日の片岡町長の行政報告におきまして、大事な視点を、お話をさせていただきました。町長が「今と未来の双方の視点から、できるできないではなく、どうすればできるのかを意識し、常に住民目線で生活に密着した政策を実施し」というふうに言っていただきました。まさにこの部分は、私が常に思っていることでもあり、何度か職員の皆さんや、この議場でも申し上げてまいりました。

議員からの提案は、町のため、また町民の暮らしの向上のためのものであり、基本的に必要な提案であるというふうに思っております。であるなら、できるかできないかを検討するのではなく、まず、どうすればできるのかを検討してもらいたいというのが率直な思いでありました。私は町長のこの言葉をお聞きをして、同じ思いを持っていただいていることにうれしく思いましたし、大げさかもしれませんが、100万の味方を得た思いをいたしました。

今回の質問もぜひそういった視点から受け取っていただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、1点目に防災対策についてお伺いいたします。具体的には、防災無線の現状と課題、そしてLINEの現状についてお伺いしたいと思います。また、避難所の防災備蓄品についてもお伺いしたいと思います。

まずは、防災無線についてお伺いいたします。

本町では、令和3年度に行った防災行政無線の更新によりまして、これまでの戸別受信機が、今年の1月31日をもって原則廃止となっ

ております。そして、この戸別受信機にかわる新しいシステムとして、佐川町のLINEの公式アカウントが昨年11月20日より運用が開始をされております。

ただ、戸別受信機につきましては、難聴世帯など、町長が必要と認めたものについては、貸し出すとなっております。こういった現状の中で、役場からの防災情報などがどこまで町民の皆さんに届いているだろうかというのが、今回の質問の理由であります。そこで、この現状を踏まえた上で、何点かお聞きしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、基本的に戸別受信機の貸し出しは限られた形となっておりますが、そこで以前のシステムのときの戸別受信機と新しいシステムに変わってからの貸し出し数をそれぞれ教えていただければと思っております。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。先ほどの松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。戸別受信機の貸し出し数というところでございましたが、以前の更新前の戸別受信機の貸し出し数、実数の方は大変申し訳ないんですけれども、ちょっと把握ができてないということですが、ダブルカウントも途中で故障等により、変えたものもあるということなんですけれども、全部で約1,200機、実数といたしましてはおそらく800機程度ではなかろうかと、担当のほうは申しております。

現在の貸し出し数につきましては、243機、消防団員の方への貸し出し分、約180名程度いらっしゃいます消防団員への貸し出し分は除いておりますけれども、現在243機ということでございます。よろしく願いいたします。

11番（松浦隆起君）

はい。新しいシステムが今243と180で約420ほど。で、古いのが1,200ぐらいで実質800ぐらいじゃないかということでしたが、これはこの質問とは関連しませんので、もうここではお聞きをしません。役場の備品という観点から見ると、きちっとした台数が押さえられてないというのは少しあれかなと思っておりますので、一度しっかりと把握していただければと思っております。

本来の質問に移りますが、この新しいシステムに移行して、基本的にこの戸別受信機に代わるものとして、先ほど申し上げました佐川町のLINEが運用されております。ただ、先ほども申し上げま

したがこのLINEがかわりになるんだらうかというのが心配をしているところでもあります。

この公式LINEにつきましては、以前より、私も一般質問において、ツイッター、フェイスブックを含め、この公式アカウントの開始を提案をしてまいりました。今、町内の公園や道路の不具合状況などを、町民の方が直接LINEを通じて、役場にお知らせいただける、こういった仕組みも、今、副町長であります田村副町長が課長の時代につくっていただいたというふうに思っております。

その点からいえばこの公式LINEを否定するものではありませんし、公式LINEの存在自体は非常にありがたく思っておりますが、ただ幾つかの角度から見たときにこの防災無線の代わりになるのだらうかというのが、拭い切れないところでもあります。そして逆説的に言えば、代わりになるものに育てるには、さまざまな取り組みが必要なのではないかと考えております。そこで、代わりになりうるかどうかの基本的な点についてお聞きをしていきたいと思います。

現在のこの公式LINEの登録者数を教えていただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。公式LINEの登録数についてですが、この11月30日時点で1,853件というふうになっております。以上でございます。

11番（松浦隆起君）

1,853件ということですが、事前に少しお聞きすると、登録、一旦登録されて、ブロックされてる件数があると、実際につながっているのはこの数字ではないと思えますけどその数字を教えてください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。松浦議員おっしゃられますように、全体の件数につきましては1,853件ということですが、そのあと、情報の入手したい情報というところが希望されているものではないと、いうところもありながらブロックされておると思います。

で、そういった数字を残しますと、現在1,623件というふうになっております。以上でございます。

11番（松浦隆起君）

はい。今お聞きしましたように、この登録者数は約 1,800 人で実際につながっているのは約 1,600 人ということでありました。人口比率にすれば、1,800 人で大体 15%。つながってる 1,600 人だと 15%に満たないという状況だと思います。この状況でいざ災害が発生した折にどこまで情報を届けることができるのかというのが心配される点であります。

そして新しいシステムに変わって以降、この防災無線から流れる声が機械音になっているということでこれについても、以前から比べてちょっと聞き取りづらい、わかりにくいという声や、相変わらず台風などの時に、雨戸等を閉め切ってしまうと防災無線の声が聞こえないという声も私のところにも届いております。そういった意味でも、この一人一人に情報を届ける方法は不可欠になっていると思います。またせっかく新しいシステムに移行しましたが、果たしてこの防災情報を皆さんに届ける精度が上がっているんだろうかと、少し心配であり、疑問になっているところでもあります。

そこで、この新しいシステムを稼働して以降、防災無線のこの現状について、今言ったようなことも含めて、現在どのような認識をお持ちなのか、認識があればお聞きしたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

はい。現在の防災情報の伝達についての認識というところでございますが、災害関連につきましても、基本となりますのは、やはり屋外拡声子局だと考えております。そして、それを補完するものとしたしまして、先ほどおっしゃっていただきました、戸別受信機の貸し出しであったり、それからLINEによる通知というところかと考えておりますので、実際聞こえにくい方につきましては、御相談をいただきますと、まずはLINEのほうは御案内させていただくようにしております。

でも、スマホであったりとか操作がちょっと苦手なのでっていう方につきましては、戸別受信機のほうを貸し出しをさせていただくようにしておりますので、情報が 100%、なかなかこう伝わってきにくい、聞き取りにくいという方につきましては、御遠慮なさらずに、役場のほうに御相談いただければと考えているところでございます。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。それではこっからは、提案も含めてお話をさせていただきます

たいと思いますが、この公式LINE、防災無線の代わりとして活用するのであれば、まず環境整備というのが必要ではないかというふうに思っております。

一つには先ほども申し上げましたがこのLINEの登録者数をどう増やしていくかという点であります。そして、そもそも特に高齢者の皆さんがどれだけスマートフォンを持っておられるかという点と、どれだけLINEを使えるかという点であります。まずこの2点が環境整備としては、LINEを防災無線の代わりに使うというのであれば、最低限必要などではないかと。今の状態は、仏つくって魂入れずと、形はつくったけども、なかなかそれに伴っていないということになってるんじゃないかと。

そこで話の視点を少しスマホに移してみたいと思いますが、皆さんも御存知のようにお隣の日高村では、スマホ普及率100%を目指す国内初の試みを行っております。今普及率は全村民の約8割に上っているとお聞きをしております。内閣官房はこの9月に主催したデジタル田園構想の取り組みの状況において、国が表彰する夏のデジ田甲子園というところでも、日高村は表彰を受けたということをお聞きをいたしました。

日高村ではスマホ教室や説明会をこまめに行い、この成果は顕著にあらわれてきております。村の調査によれば、2年前の村民のスマホ所有率は全体で64.5%。高齢者は60代で69.4%、70代で40.4%、80代で10.9%であったと。それが、この事業の結果、今年6月時点で全体の普及率は79.7%となり、1年間で15.2ポイントも上昇し、特に70代の伸び率が最も高く、69.9%と3割アップをし、60代も89.5%、80代も33.1%に高まっているということをお聞きをしました。

日高村では、この普及率の背景に、健康、防災、地域通貨の分野の特定アプリの活用の推奨をしております。スマホの活用に取り組んでいると、お聞きをしました。中でも災害情報の迅速な伝達にも役立てております。全戸配布されている防災無線の受信機では、外出時などに情報が行き届かないという課題があったようです。

推奨している高知県防災アプリを使うことで、どこでも素早く災害情報が得られるようになったと言われておりました。

少し長くなりましたが、日高村のような、こういった環境整備があつて初めて、本町においても公式LINEが防災無線の代わりに

なると、ほとんどの方がLINEを、持たれてるとつながってるという状況で初めて使えるのではないかなというふうに思います。

ただ、かといって、日高村のような取り組みをすぐにできるかと。また、取り組む、考えがあるかどうかも含めて、それは難しいのがあると思いますが、検討の余地があるというのは必要な部分ではないかと思います。ただ現実的な対応として、できることから始めるとすれば、例えばこの本町における公式LINEの活用ハンドブックのようなものを作成してはどうか。

A4の、そんなにたくさんページはいらないと思いますが、A4の両面刷りでも構わないので、LINEアプリの入れ方から始まって、本町の公式LINEでどんなことができるのか。そういった内容をわかりやすく、絵柄等、図柄を使って、解説したものを作って全戸配布してはどうかと。実際にLINEを入れていただかなければ、この防災無線のかわりにはなりえないわけで、また先ほど言いました、「町内の道路がここ傷んでる」「公園遊具がちょっと危ない」そういったことが今せつかく通報できるようになってるけれども、多分多くの方がそのことを知らない。LINEを入れてる方でさえ知らないかもしれません。そういったこともわかりやすく、作って配布をぜひしていただければと思います。

できれば一定期間、日高までできることはないかもわかりませんが、相談窓口というか、LINEの入れ方であるとか、そういったことを、何日と何日には役場でやりますよという、そういうことも、ぜひ進めていただければなと思います。そういった取り組みを行って、公式LINEが防災無線にかわる重要なものであるということを町民の方に広く知っていただける、そういう取り組みを行うことが、何より大事なのではないかと。

役場は今、防災無線のかわりに公式LINEをやってますと言ってますけどどこまで町民の方がその認識があるか。意外と、広報に載せても、広報を読んでいただいてない実情もあると思いますので、ぜひ、早急にこういった取り組みを行っていただきたいと思いますので、まずこの点について、お考えをお聞きをしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。そのLINEの使い方につきましては、LINE導入当初に広報のほうで、2カ月間続けて最初にお知らせをしてきた経緯があります。そこにつきましては松浦議員おっしゃいま

すように、やっぱり期間がまたたっておりますので、そういったこともですね、順次またお知らせのほうはしていくということも、広報担当のほうでも確認をしております。

QRコードにつきましては、毎回広報のほうにも載せておりまして取り入れるようなことは可能というふうにしておりますが、おっしゃいますように、使い方のほうがわからないということでありましたら当然そちらにもつながりませんので、そちらにつきましても、また早い段階で広報の、またはその各戸配布等でお知らせのほうしていきたいというふうに考えております。

それとLINEの入れ方につきましては、以前にも一般質問でいただきましたスマホ教室ということがございまして、今年のですね9月、10月、集落活動センター等におきまして、このスマホ教室のほう、開催をしております。そちらにつきまして担当のほうもですね、そちらのほうへ出向きまして、スマホ教室に合わせましてLINEの導入、こういったところも説明をしております。

おっしゃいますようにそこだけでは、やっぱりすべてが完結するものではございませんので、役場またそういったところもですね、周知していけるような形でやっていくことも検討していきたいというふうに考えます。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。この公式LINEが、役場のLINEとして公式LINEをアカウントを開設して、情報欲しい方はこっから入って、またいろんな情報が流れてくるので知ってくださいねと。そういう程度のLINEなら構わないと思います。一生懸命やらなくても。一生懸命やらなくてというのはちょっと語弊がありますが、ただこれを防災無線のかわりにする、防災無線のかわりということは、できる限り多くの人にそれを使っただけ、知っただけの必要がある。そういうことからいくと、普通の防災無線のかわりにしていない町の公式LINEとは、重要性が僕は違ってきていると思いますので。

これはあくまで防災無線のかわりだというのはなら、公式LINEをしっかり広めることが、先ほどQRコードという話も出ましたが、QRコード自体がなかなかわからない方もたくさんいらっしゃるでしょうし。広報に載せるのも、僕はだからなぜ別冊にしたかという言うたかという、割と字は読んでもらえないんですよ。目で見れ

るように、絵を入れて写真を入れて、わかりやすく、字を大きくして、高齢者の方が読める字の大きさにして、読んでいただける、これ何やろうっていうことをつくっていただいて、配っていただきたいというふうに思いますが、改めてその点についてちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。松浦議員おっしゃいますように、広報手段という観点と、防災情報という観点があると思います。

防災のほうの観点でいきますと、先ほど総務課長もお答えいたしましたように、屋外拡声子局、これを補完するものが戸別受信機でありまして、それに代わる文字の手段というところで今回の広報担当とですね連携しながらこのLINEの仕組みを入れてきたところでございます。

これLINEのほうのスマートフォンの普及もあり、LINEのほうの使われる方も多いというところで、音声だけでなく、文字で確認できるというところで有効ではないかということで今回、連携をしてやっているところですが、まず広報の手段でいきますと、やっぱりLINEのほうは広報、その媒体の中のひとつと、いうふうに考えております。

LINEにつきましては、先ほど松浦議員おっしゃいましたように、別冊での周知というところがございますので、そちらにつきましてもですねその回覧と合わせましてですね、何かそういったいい方法、いろいろそこだけに特化していくっていうところはやっぱりこう注目されると思いますので、そういったところもですねしっかりと研究しながらですね、広報手段考えていきたいというふうに思います。以上です。

11 番（松浦隆起君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本来はこの防災情報というのは、事前に担当の方とも話しましたが、聞きたくなくても耳に入ってくるぐらいではないと、本来は、役に立たないんじゃないかと。LINEっていうのは、こちらからの通知が来れば別ですけども、こちらからアクションしないと実際そこには情報は入れないわけですよ。もし、見過ごしたり気がつかなくなったりすると、だからLINEだけではなくて、しっかり、

例えば先ほど言いました日高村は、戸別受信機は全世帯に配られているわけです。その上で、防災アプリ等を高知県のやつを使ってくださいという二重の構えになってるわけで、本町では、戸別受信機も以前よりも少なく、配布数を少なくなってる。公式LINEはまだ登録者数が少ないと。そこを今一度少し冷静に見ていただいて、検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

で、もう1点違う角度でお話をしますが、かといって今課長が言っていたような取り組みをしたとしても、この公式LINE登録者数が劇的にぐーんと増えるかっていうと、なかなか現実的には難しい部分があるかもしれません。

そこで、もう一方の取り組みとして、この戸別受信機の貸し出しであります、先ほど総務課長からもお話をいただきましたが、難聴世帯の方には、貸し出しを行うようになってるということをお聞きしましたが、そのことを、今一度広く広報する必要があります。広報に載せれば、先ほども言いましたが読んでもらえてると思いがちですが、私も町民の方と話すときに、「いやそんな知らんよ」と言われます。「いやこないだ載ってましたよ」と。「いやいや、そなん読まん」と言われるわけです。読まんと言われたら、広報しても伝わらないので、読んでくださいよと言います。何回か言うてきました。

ただ、なかなか広報を毎ページちゃんと読んでいただけるかというところ、難しいところもあるので、何度も何度もお知らせをする。

それから、大事なことは、回覧をする、あわせて回覧も重ねてすると、回覧は必ず見て次の家へということの習慣になっているので、もっと広報の中に掲載するよりかは見てもらえるんじゃないかなというのは実感をしているところです。この点についても、ぜひお願いをしたいと思います。

そしてもう1点、防災無線確認ダイヤルってあります。これは防災無線の直近の内容をフリーダイヤルで確認できるもので、8年ほど前に提供開始し、私もここで提案をして、番号シールも配布していただいております。

この存在の、今この確認ダイヤルが存在してるかどうかも含めてですが、存在してるなら、今一度広報を行って、番号シールも再度配布もしてはどうかと。防災情報を届ける方法をいくつも用意しておくことは重要なことであり、この公式LINEがまだ広がってない現状においては、こういった取り組みも重ねて、行っていただき

たいと思いますが、この2点についてお聞きをしたいと思います。
総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。町の広報誌への掲載は、議員さん
もご承知の通り、その切り換えの時期に、去年の12月から今年の3
月まで、毎月、毎月、広報さかわのほうに掲載をして周知をさせて
いただいたところではございますが、まだまだ十分に周知されてな
いと、いう現状があるということをお聞かせいただきました。や
はり重ねて何回も何回も、こちらから発信していくことは大事か
と思います。ですので、御提案いただきました回覧のほう、そして、確
認ダイヤルのほう、こちらの0120のほうも、現在生きているって
いうか、機能しておりますので、そちらのほうもあわせまして、周知
のほうを考えうる限りの方法を、取って進めていきたいと思いま
す。

実はせんだって、11月に全世帯向けに、わが家で備える防災チェ
ックシート、こちらのほうの改訂版を配布させていただいたところ
ですけれども、チラッチラッと1行、2行は「LINEでメッセー
ジをお届けしています」とかっていう言葉は入ってはおりますけれ
ども、具体的にどうしたらいいのかわからない方も多いと思いま
すので、御提案のとおり、もう少しわかりやすいような広報を努め
てまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あ
りがとうございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。ぜひできる限り皆さんが知っていただけるように取り組ん
でいただきたいと思えます。

それでは次に、避難所防災の備蓄品についてお伺いをいたします。
具体的にどういうことかと申し上げますと、台風の時と地震の時
もそうですが、特に台風の時などに警戒レベル3、高齢者等避難
という発令があります。その発令時において、避難所において、食
料や飲料の提供ができないかという提案であります。

現在本町では、高齢者等避難の発令時、防災無線について、こ
う呼びかけております。「総合文化センターを避難所として開設
いたしましたので、各自で食料など必要なものを持参の上、早
めの避難を行うようにしてください」と。

実はこのことについて、複数の町民の方から、また中でも高
齢者の方から多く声をいただいております。いただいた声は、年
いった者が、いざ避難をしなければならないときに、食料品を
用意してま

ではいけないといったものでございます。いただいた声の中には、避難をしたかったけれども、持っていくものをすぐに準備ができなかった、避難ができなかったというか、もうそういうことできなかったというものもありました。

大事なことは、町民の命を守ることです。そういった観点から見れば、役場が発令した避難指示、これは高齢者等避難などで避難指示ではないということになるかもしれませんが、そういった状況で開設した避難所に安心して来てもらえるよう、最低限の備えでいいと思いますので、食料や飲料を備えておく、または、来た方の人数によって、その時点から構えると、いったこともできるのではないかと思います。

現在、本町で行っている高齢者等避難の発令時の避難において、各自で食料などを持参してくださいという、避難所の運営の方法は、佐川町地域防災計画に照らしてどうなのかなと確認を少ししていました。

佐川町地域防災計画の中の風水害応急対策計画の第4節、避難所の開設運営の節で、飲料水食料生活必需品の供給として、町は飲料水や食料、生活必需品等の必要数量を把握の上調達し、避難者へ供与するとあります。これに照らせば、避難所において準備をするべきではないかと考えます。

高齢者等避難の発令による避難は自主避難ではないはずですが。多くの自治体では、高齢者等避難や避難指示緊急安全確保などを発令した際に、開設する避難所とは別に、自分の判断で、事前の避難を希望する人を対象とした避難所を自主避難所とされております。その場合は、食料品や日用品は各自で準備することとなっています。

しかし、先ほどから申し上げますように、警戒レベル3、高齢者等避難の発令による避難所は、自主避難所ではなく、開設者が食料品等を準備しておく必要があるのではないかと、いうふうに思っております。ぜひ、この地域防災計画に沿った避難所運営を行っていただきたいと思いますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思っております。

総務課長（片岡和子君）

はい。ご質問にお答えさせていただきます。まずは食料品の準備ができなかったため、避難ができなかったとおっしゃる住民の方がいらっしゃったということで、そちらのほうにつきましては、大変

申し訳なく思っております。命を守る行動である避難行動のほうが、そういった食料品の準備ができないために、ためらわれたということは、すごく後ろ向きなことであったと思います。

ですので、台風につきましてはその数日前から接近が予測できますので、時間的にある程度は余裕があるのではないかと考えております。町では、主に前日から住民の方に対しまして、お家の周辺の整理など、事前対策をお願いする放送を防災行政無線のほうで行っているところがございます。

今後はこの内容に加えまして、自宅での待機であったりとか、それから避難が必要となった場合等に備えまして、食料品等の準備のお願いも内容に加えて、放送させていただければなどと考えております。そういったところで、避難行動をスムーズに行っていただけるよう、取り組みをさせていただきたいと思っております。

しかしどうしても、準備が十分に間に合わずに、避難してこられた方につきましては、備蓄品のほうを構えておりますので、そちらのほうで対応させていただきたいと考えております。ですので、食料品が持参できないことで、避難がためられることのないような状況をつくってまいりたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

ごめんなさいなんかよくわからない答弁でしたが、どうしてもの場合に構えるのであればもう構えておいてください。

それと、言わないでおこうかなと思いましたが、担当、事前に話した時も先ほど課長が申し上げた、事前に台風等はわかっているのだということを言われました。だけど皆さんがそうやって考えられるかということ、やっぱり、行政とか、私たちは、現実の現場に即してやっていかないといけないと思えますし。じゃあ改めてお聞きします。そういうことを、地域防災計画に書かれていますか、お答えください。

総務課長（片岡和子君）

わかりにくい答弁申し訳ありません。まず最初に、御承知の通り、各小中学校等の指定避難所のほうには、備蓄品がございますので、そちらのほうを避難された、来られた方へは、食料品がない方につきましては対応させていただきたいと考えています。

あと防災計画のほうには書かれているのかという御質問でしたが、これは大規模災害時には、当然多くの飲料水であったり

とか食料品、それから生活必需品が必要になるということで、町が個人の備蓄であったりとか、共同備蓄の促進を普及啓発するように努めるものとされているという認識はあります。

ですので大規模災害時には、町外から入ってくる緊急物資が、4日程度かかるという想定でございますので、3日から5日間程度の生活ができるように、備蓄品の、個人備蓄品の促進を図るようというところは書いていると思います。すいません、以上です。

11 番（松浦隆起君）

地域防災計画に大規模災害だった場合に、飲料水等を調達するとは書かれてないです。大規模災害とは。で、地域防災計画には、当然風水害、それから地震。事前に話を聞くと、地震の場合には備えますけどもという話がありました。

風水害であっても、台風であっても、本当に急に雨風が強くなるってことあるわけですね、進路を見てたら準備できるなんていう話を先ほどしてましたが、私はちょっとそれはね、違うと思いますし、今言われてることは地域防災計画に、照らして、少し違うと思いますし、警戒レベル3の高齢者等避難というのは佐川町では、これは自主避難ですか。お聞きしたいと思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩　　午前9時40分

再開　　午前9時50分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き答弁を願います。

総務課長（片岡和子君）

まず、避難レベル3についてですけれども、この避難レベル3につきましては、自主避難ではないということで、高齢者の方につきましては、避難するのにある程度時間を要することが想定されますので、次の段階のレベル4の避難指示が出る前段として、高齢者の方は避難を始めてくださいというレベルで、自主避難ではないということでございます。

ですので、避難してくださいということですので、避難所、避難

所へ向かわれる際には、佐川町としましても、大災害時等に備えまして、備蓄品のほうの推奨をさせていただいておりますので、お構えない方は、そちらのご自分のお口にあったものなんかをお持ちになって、避難をお願いしたいですけれども、なかなか準備が本当に急に避難しなくてはいけなくって、準備ができない場合につきましては、備蓄品のほうで対応させていただくようにしたいと考えます。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

そうすると、今後はその発令のお知らせの時に、そういう文言は除けて、最初のころは自分で構えていかんといかんというふうについて言われているので、今、総務課長言われたような文言を加えて入れていただいて、構えておりますと。ただ、構えられる方もそちらもお持ちいただいて構いませんということを入れていただければと思います。

基本的に防災というのは、自分の身は自分で守ることが基本なので、災害時のそういった備蓄品であるとかそういったもの、自分がわが家に構えておくっていうのはそれは最低限必要なことであります。それはそれで進めていく必要があると思いますが、なかなかそうはできない方がおられるのも現実であるので、特に自主避難ではなくて、高齢者等避難ということであれば、ということをお願いをしましたので、そういうふうに書いていただけるといことですので、高齢者の方は安心して避難ができると思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、これで1点目の質問は終わらせていただきます。

それでは2点目に子育て支援策についてお伺いいたします。

本町は平成30年3月に、子育てしやすいまち宣言を行い、4月に子育て世代包括支援センターを開設し、今も、多くの子育て支援策を実施をしていただいております。私もこの議場において多くの少子化対策の取り組みや子育て支援策を提案をさせていただいて、その多くを実際の事業として取り組んでいただいております。

本町では今妊娠期から安心して産み育てられる環境づくりが進んでおります。そういった中で、私が以前から感じていることはもう一歩、次の段階へと進めるべきではないかということでもあります。

徹底して、子育てしやすいまちにするべきではないかと、誰もが安心して子供を産み、そして育てていきたい、佐川町なら安心して

子供を産み育てられると、本気で思ってもらえる、そんなまちにしていきたいと。そうすることが、町の活性化につながり、ひいては高齢者対策にもつながっていく、それが私の考える一つのまちづくりの形でもあります。そういったまちにするためには、もう一段階支援レベルを上げることが必要ではないかと考えております。その点を踏まえて提案をさせていただきたいと。今回お聞きいたしますのは、出産祝い金と入学祝い金、そしてランドセルの贈呈事業の取り組みであります。

まず出産祝い金についてお聞きしたいと思います。今出産祝い金という名目ではありませんが、今本町におきましては、地方創生臨時交付金のメニューとして、給付を行ってございました10万円の新生児特別定額給付金を現在も継続して給付を行っているというふうにお聞きをしております。良い取り組みをしていただいていることに感謝をしているところであります。

そういった中で、今、国におきましては、新たな子育て支援の施策をスタートさせようとしております。私たち公明党におきましても先日、子育て応援トータルプランを発表いたしました。結婚から妊娠出産子育てまで切れ目なく支援をしていくというものでございます。

今回10月28日に閣議決定した総合経済対策に含まれ、この2日に成立をいたしました第二次補正予算に含まれているのが、出産子育て応援交付金事業であります。これにつきましては、今回の補正予算案にも計上されております。これは妊娠から出産、子育てまでの一貫した伴走型支援と、経済的支援を一体的に行う事業であります。

本町では、既にこの伴走型支援というのは、それに準じるものは、僕はできてるんじゃないかなというふうには考えておりますが、この支援は支援が手薄とされております、特に出産前後、それからゼロ2歳児の子育て世帯が、「孤育て」、孤立した状態で育児をするという状態を陥るのを防ぐことを目的としております。そして国のこの施策は、1回きりの事業ではなく、今後、継続的に行っていくということを前提としていると聞きました。

経済的支援として、妊娠届け出時の面談実施後に5万円相当、そして出生届時から、乳児家庭全戸訪問、本町でも行っていただいておりますが、その間の面談を実施した後に5万円相当、必ず面談を

する。こういった状況にあるのかを知っていただく。お聞きをする。その段階で、計 10 万円相当を給付するというものであります。なおこの 10 万円の財源としては、国が 3 分の 2、県と市町村がそれぞれ 6 分の 1 となっております。

そこで、ぜひ検討していただきたいと思いますが、現在給付を行っている 10 万円の給付をどう組み合わせるかという点であります。事前に担当課長からは、現在行っているこの給付については、できれば、今後も継続していきたいということでありました。

そこで、提案であります但其の財源を国の給付金と合わせて、妊娠届時に 10 万円、出産届時に 10 万円。合わせて 20 万円の給付としていただければなど思っております。二つ合わせることで、佐川町では、妊娠、出産時に 20 万円の給付金が支給されると、そういう本町にとって大きな子育て支援策として位置付けられるのではないかと思います。この点についてのお考えをお聞きをしたいと思います。

またあわせて、この子育て応援給付金の給付について、現金で行うか、国ができればクーポンでということをお聞きを今また、言ってるようですが、現時点でお考えあれば、お伺いしたいと思います。この二つについて、お聞きいたします。

副町長（田村正和君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず 1 点目の、国と合わせて 20 万円の給付ということ。まず前段で御説明をいただきました、佐川町がやっております新生児特別定額給付金、これについて、それと、これから国がやろうとしてる制度も改めて説明の上です。佐川町はどうするかということをお答えをまずしたいと思っております。

まず佐川町新生児特別定額給付金、これはコロナの影響によって家計支援のために、令和 2 年に国が実施をした国民 1 人当たり 10 万円の特別定額給付金の基準日、これ以降に生まれた新生児 1 人について佐川町独自で 10 万円を給付をしているものでございます。で、コロナの影響が長引いていることを踏まえて、令和 3 年度、それから令和 4 年度も事業を継続をしております。

そして次にこれから国がやろうとしているもの、先ほど松浦議員の方からも御説明があった通り、令和 4 年度の第二次補正予算、これにおいて妊婦、それから妊婦や子育て家庭に応じた伴走型の相談支援を実施することとあわせて、出産子育て応援交付金として、妊

娠の届け出時に5万円相当、それから出生届時に5万円相当の経済的支援を行う施策を展開すると。これは令和5年度以降も継続をしていくという方針になっております。

町がどうするかということにつきましては、この機会をとらえて町内外に、子育てしやすいまち、これを示すために、国の応援給付金と町独自の新生児の特別定額給付金合わせて、妊婦出産時に合計20万円相当の経済的支援を、新年度以降も継続的に行っていきたいと考えているところです。

妊娠届と出生届け出時に、給付金額が今回の国の制度では5万円、5万円となっております。この給付方法、町の給付方法につきましては、国の給付金の制度設計、それから、出産準備にかかる出費のタイミングなどを踏まえながら、新年度これから予算を組んでいきますので、改めて検討していきたいと考えております。

それから現金なのかクーポンなのかということですが、これ国のほうからまだ詳細な資料が来ていない状況のようで、スキームを簡単なスキームしか来てないということでそれを見ると、電子クーポンの活用や、都道府県による広域連携などが、効率的な実施方法であると書かれておりますけれども、ここについては、まだ詳細が決まっておりませんので、町としては、これから予算編成時に向けてですね検討はしていきたいと考えておりますが今は現金でやっておりますので、それを基本に考えていきたいと考えております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。丁寧に答弁いただきましたが、ぜひ妊娠時に10万円、また出産で10万円という形で、他にはない形にさせていただければというふうに、ぜひ、これから詳細を詰めていくということですが、町長の頭の片隅にも置いておいていただければと思います。

詳細がおりてきてないということですが、国の考えができればクーポンにしてもらいたいというのは、子育てに使ってもらいたいと言うことが頭にあるようです。で、オンラインでしたが直接国の担当者の方のお話も、先日前を聞きをしました。国としてはそういう方向で考えてると。

ただ、この本町のような、こういう町で、実際にクーポンを配って、出産に備えるものがどれだけ買えるのか。子育てに使えるものはどれだけあるのかということもあると思いますので、今後の国の

情報やまた、この町としての一番いい方法を検討していただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

次に、入学祝い金とランドセルの贈呈についてお聞きしたいと思います。

今回、国によって応援交付事業が実施されようとしておりますが、子育てしやすい環境づくりには一定の経済的支援は欠かせないということになってきております。またもう一方の見方から言えばその自治体の子育て支援にかかる比重をあらわすものといえるかもしれませんが。全国の自治体の中には、子育てにかかる費用を基本的に無償化する、わが町で子供を産んで育ててくれたら一切お金がかかりませんよとしている自治体も、数は本当に少ないですが、存在はします。

冒頭にも申し上げましたが、本町は子育てしやすいまち宣言を行っております。宣言を行っている以上、真に子育てしやすいまちを目指すべきではないかと。そしてそのことが、定住対策や移住対策にもつながってくるものと考えております。現在本町では、片岡町長の決断により、給食費の無償化が行われ、子育て支援策の大きなものの一つとなっているのではないかと思います。私はこっからさらにもう一步、子育てしやすいまちとして進化をしていくべきだと思います。

子育てには大きな節目がいくつかあります。妊娠、出産、そして小学校、中学校、高等学校等への進学であります。その節目には一定程度の費用が必要となってまいります。その費用を佐川町の大事な子供を育む費用と考え、一定の経済的支援を入学祝い金という形でしてはどうかというのが私の提案であります。

全国にもこういった入学祝い金を支給している自治体が、相当数存在します。実施している自治体の例としては、小学校入学時に3万円、中学校で5万円、高校で7万円と、小中高順に金額に差をつけているところもございますし、一方で、小学校から高校まで、一律10万円を支給している自治体もございます。

そして、その支給の条件として定住、今後例えば5年間定住してください、10年間定住してくださいという条件をつけている自治体も多くございます。一定の財源を必要とする事業ではありますが、大事な取り組みになるのではないかと考えております。ぜひ取り組みに向けての検討を行っていただければと思います。

もう1点、ランドセルの贈呈事業であります。この事業につきましても、全国の複数の自治体において、子育てにかかる家庭の経済的負担軽減を目的に実施をされております。実施している自治体では、町からの入学祝い品として贈り、ある町では、町長が直接子供たちに、一人一人贈呈を行っているところもございます。申請方式で行っている自治体もあり、色について5色から7色など、好きな色を選べる、そういったことに取り組んでいるところもございます。

茨城県の土浦市では、1976年にこの事業を始め、47年間続いてきているとお聞きをしました。なお、子供たちの体への負担軽減を考え、本年度からリュックサック型のランドセルも選べるようになっております。5年に1回行う、この市の市民満足度調査では、土浦市に住んでよかったという項目に、ランドセルを支給してもらえというのが毎回上位に入り、市民の思い出深い事業として定着しているということもお聞きをしました。

ランドセルを入学祝いとして、一人一人の子供たちに町がプレゼントするこの取り組みは、経済的支援もさることながら、子供たちの心に刻まれる思い出深いものになるのではないかと思います。子育てしやすいまちに取り組む、文教のまちらしい取り組みではないかと思います。小学校に入る子供たちには、入学祝い金とあわせてランドセルをプレゼントする事業などをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この入学祝い金とランドセルの贈呈事業について、この2点、お考えをお聞きしたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。2点の提案をいただきまして、まずは経済的支援を一定、さらに進めるところと、入学時のランドセルの贈呈事業というところ です。

まず前段で今の佐川町の少子化の状況をちょっと簡単に御説明をさせていただきます。佐川町の出生数ですけれども、年によって少しばらつきがある、ありますけれども、10年ほど前は、平均70人台でございました。それが徐々に減少し、直近の2、3年は50人台まで落ち込んでおります。少子化の状況は喫緊の課題であると認識をしております。

佐川町において高齢化が進む中で少子化がさらに進行するということは、地域社会全体に関わる問題だと認識もしております。短期

的には福祉の、福祉や教育の限定的な問題であっても、中長期的には生産年齢が人口が減るということが、地域の福祉や経済全体に大きな影響を及ぼすものであると認識をしております。

先ほど松浦議員から御提案をいただきました2点につきましては、私もこういう取り組みをしているというところは承知をしておりますませんでしたけども、御提案いただきましたのでどういうふうに具体的にやってるのかというのを、研究は担当課ともしてみたいと思いますけども、給付、お金のこともございますし、それからちょっとですねこれから事例を研究しながら、町長とも相談をしたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

今、町長が見合わせてうなずいてくれましたので前向きに検討していただけるかなというのを思いながら、していただかなければまたお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

大事な取り組みであると思えますし、これ、少子化対策と子育て支援策というのは、同じように見えて実はやはり目的が違うところもあるわけです。最終的には、少子化対策ですけども、今行ってる例えば給食費の無償化というのは、給食を無償化したからといって、例えば子供を生もうというふうに、その思いになるかといえ、なかなか難しいかもしれません。だけど、給食費の無償化になって、給食の無償化自体は、今の子育て世帯の経済的支援に直接つながっている。だけど、給食が無償化になってる。学校に入るときにもお祝い金がもらえる、産むときにはこんな支援がかかせみに行ったらしてもらえると、全体的な総合力で佐川町で産み育てたいねっというメニューの一つに、今日提案したものは、僕はなるんじゃないかなというふうに思います。

副町長言われたように、大きな予算もこれはかかってくることで、すぐ今日提案して、はいつという答えになるとは思っておりませんが、ぜひ前向きに検討していただいて、子育てのまちとして進んでいただければと思います。

今、コロナ禍でこの少子化、人口減少が一層進んでると言われておまして、この2021年の出生数が過去最少を記録するなど、今、国レベルにおいても想定よりも7年程度早く少子化が進んでると言われております。

本町においては、職員の皆さんのご努力もあって、本当によくや

っていただいて、この少子化対策や子育て支援策が、他の町に負けない。ほかの町以上に取り組んでいただいと本当に感謝をしております。ぜひ、さらなる支援策に取り組んでいただきたいと思いますし、子育て支援策は、佐川町の未来を作り、また未来を守る最重要課題と位置付けて、引き続きの取り組み、また検討をお願いしたいと思います。

それでは、3点目に移りたいと思います。3点目は、高齢者支援についてお伺いいたします。

先ほどの質問は、子育て世帯への支援について質問させていただきましたが、この質問は高齢者の方への支援についてお聞きいたします。

時折、耳にする声としてあるのは、子育て支援が大事なことはわかちゅうけども、私たち高齢者への、年寄りへの支援もしっかりしてもらいたいという声も直接お聞きをすることがございます。これは私の持論であります。少子化対策とこの子育て支援対策は、将来の高齢者支援対策であるというふうに思っております。今、どれだけの人を育てることができるのか、大事な取り組みではないかと。ただ同時に、今の高齢者の皆さんの暮らしも守っていかなければなりません。

今コロナ禍による影響や物価高によって、皆さんの生活にも大きな影響が出ております。その意味でも、必要と思われる支援はできる限り取り組むべきだと思っております。

その視点から、今回は、高齢者の補聴器の購入に対する補助事業についてお伺いをいたします。

高齢社会が進む中で、加齢による難聴者が着実に増えてきていると言われております。ただ一方で、普段の生活で気づきにくく、放置されがちなこともあり、生活のさまざまな場面で支障をきたしたり、深刻な事態を招くこともあるとも言われております。難聴のために、コミュニケーションがとりづらくなって引きこもったり、困っている高齢者は一定数いるのではないかと考えています。

国際医療福祉大学病院の耳鼻咽喉科部長であります中川雅文教授は、このことについて、高齢化で難聴者の比率は着実に高まっており、65歳以上4人に1人は補聴器が必要な難聴と言われるが、実際に補聴器をつけている人は、必要な人の半分にも満たないというふうと言われております。

また、難聴は見えない障害であり、徐々に進行するため、本人も気づきにくい。意思の疎通ができないことから、家族が初めて気づくケースが一番多いとも言われており、難聴がもたらすリスクとして、会話が成立しないことで、抑鬱傾向が高まり、難聴を放置すると、認知症になる割合が倍増する。これに視力障害が重なると、認知症になる比率はさらに高まる。見ない。読まない、脳を使わないことで、認知機能が落ちるためである。補聴器をつけても、思ったほど聞こえないという人は、難聴を放置した期間が長すぎたためであり、補聴器は軽度難聴の段階からつけた方がいいと言われております。

また、65歳以上の男性で、耳鳴りがある人の8割程度は難聴の疑いがあるとも言われており、鬱のサインであることも多いと言われております。こういった方は、補聴器をつけてよく聞こえるようになると、見違えるように元気になる場合も多く見られるということです。

ただ補聴器自体が、高価のために購入をためらったり、経済的な面でつけない人がいるのも事実であります。そういった現状を受け、高齢者支援策の一環として、補聴器の購入に対して補助をしている自治体が、近年増えてきております。

実施している例をお話しますと、兵庫県の稲美町では、この4月から聴力低下により、日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器の購入費を一部補助しております。補助の対象は、町内在住の65歳以上の人で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人などが対象で、1人1回限りで上限3万円を補助しております。

また、新潟県の小千谷市というところでは本年度から、50歳以上の市民を対象に、補聴器購入費を助成をしております。円滑な会話を支え、認知症や鬱病の予防につなげることを目的としているようであります。

片耳の聴力レベルが、身体障害者手帳の交付対象とならない程度であるか、医師に補聴器の装用が必要と判断されることが条件となっており、購入費助成額は、購入費の上限3万円の2分の1、生活保護世帯と市民税非課税世帯は購入費の全額、上限は5万円を補助しているとお聞きしました。

また四万十町においても議会からそういった提案がされ検討しているということもお聞きをしました。

ぜひ、本町におきましても、認知症や鬱病の予防策として、また高齢者の方への経済的支援として、この補聴器購入への補助制度を始めていただければと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。障害をお持ちの方は、その障害に対しまして、お一人お一人が大変なことであると受けとめておりますし、そうした中で、日々の生活を送られているんだろうと思っております。すべての障害が、その方にとって大変であることは、しっかりと私自身も認識しております。

特に高齢者の生活に影響のある障害は、聴覚障害のみならず日常生活の低下や、視覚障害など多く存在し、それぞれ状況をサポートするための装具や器具等もそれぞれあると聞いております。これらの方々への日常生活を確保するための支援につきましては、特定分野のみならず総合的に体系的に検討していく必要があると考えております。

また認知機能の低下と聴覚障害につきましては一定の関連が、関連性があることが言われておまして、介護予防の観点からも、独自の制度としまして、高齢者の補聴器購入費の一部を一部助成を行っている自治体もあります。

現在佐川町におきましては、加齢に伴い耳が聞こえなくなった場合、補聴器購入に係る制度と助成制度はありませんでした。また、これまで検討したこともございませんでした。

今回、御質問、松浦議員から貴重な御提案をいただきましたので、今後におきましては、国とか県の動向を注視しながらですね、助成制度を行っている自治体の事例、先ほど事例を言っていただきましたが、そういったところの事例もですね、しっかりと勉強させていただき、検討してまいりたいと考えております。以上です。よろしく申し上げます。

11 番（松浦隆起君）

はい。検討していただけるということですが、町長としては、できる方向で検討しようというのか、ゼロからの検討なのか、そこだけ教えてもらいたいと思います。

町長（片岡雄司君）

先ほど御答弁させていただきましたが、今までにですね検討した

ことがありませんでしたので、ゼロからのスタートになるんじゃないかなと思っておりますが、やはりこれから高齢化も進んでもまいりますしそういった意味です、何か、先ほど松浦議員も言われましたが、ずっと高齢者の方が引きこもり、そういうことのないようなまちにしていきたいとも考えておりますので、ぜひ前向きに検討してですね、いきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

11 番（松浦隆起君）

はい。ぜひ検討していただきたいと思います。今、コロナ禍で特にそういう状況だと思いますが経済的にも厳しい、高齢者の方にとっても、この孤独や孤立っていうのを防ぐ意味からも大事な取り組みだと思っておりますし、意外と耳が聞こえなくなってそのまま放置をして、早く、病院に行けば聞こえるように、補聴器をつければ聞こえるようになるのに、そのまま放置をして、補聴器をつけてもなかなか聞こえないという方も実際に、私の周りでもおりますので、そういったことの一步踏み出せる機会になれるよう、ぜひこの購入費用の補助を検討していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで 15 分休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 40 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。9 番議員の坂本です。通告に従い、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず 1 点目、遊学館児童館の活用についてお伺いします。佐川児童館設置条例は 1986 年、佐川ふれあいセンター遊学館の設置及び管

理に関する条例は2003年にできています。まず、その目的と事業についてどうなっているのかお伺いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。それでは坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。遊学館と、児童館の条例で、その目的と事業ということですが、まず遊学館についてですが、佐川ふれあいセンター遊学館の設置及び管理に関する条例の規定では、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとあり、そのために、1として地域交流事業、2福祉事業、3人権啓発及び広報活動事業を行うとしております。

次、児童館についてですけれども、こちらは佐川児童館設置条例の規定によりまして児童を心身ともに健全に育成するとともに、教育文化の向上を図るとし、そのために、1学級講座などの解説、2学童保育の育成、3討論会・講演会及び展示会等の実施、4映画・幻灯・紙芝居・劇等の実施を、図書・記録・模型・資料等を備えその利用を図ること。3体育レクリエーション等の実施を行うとしております。以上です。

9番（坂本玲子君）

ではですね、その目的に応じて、事業が実際に行われているのか、こういった予算が含まれているのかをお答えいただきたいと思えます。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。まず遊学館ですけれども、実際の事業としましては、いわゆる自主事業というものは実施をしておりませんで、貸館業務のみということになっております。

次に児童館ですが、実際の事業としましては、児童厚生員を2名配置をいたしまして、2階のホールを遊び場、居場所として開放しております。保育や見守りを実施しております。

また最近コロナの影響で3年間ほど実施をできていませんけれども、例年は工作教室など、親子や子供が参加できる催しを、年2回ほど実施をしております。ただしこれにつきましても、募集人員に足らずにですね、実施を見送りになった例も近年はございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

私もコロナになったから事業ができてないのではなくて、その以

前から、そういう事業もほとんどできてない状況だったということを知っています。適切な応募だったかどうか、適切なお知らせができていたかどうかというのも、これはちょっと疑問が残るところであります。

次に、児童館・遊学館の利用者数、開館時間はどうなっているのか。コロナで利用者数が減少している可能性もありますので、コロナ前、現在の両方の人数をお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。遊学館・児童館ともにですけれども開館時間は平日午前9時から午後5時、休館につきましては土日、それから祝祭日、年末年始となっております。

ただし、児童館の保育の事業につきましては、午前10時から11時45分で昼休みを挟みまして午後は1時15分から4時、4時45分までとなっております。

それから次は利用者数でございますが、コロナ前を、平成27年度の記録を持ってまいりましたけれども、まず遊学館、コロナ前の平成27年度、年間180件の人数でいうと1,660人の利用で昨年度の令和3年度は年間98件、866人の利用、今年度、10月までの7カ月ですけれども、21件の176人の利用となっております。

児童館につきましては、平成27年度年間1,075人の利用。令和3年度年間427人、令和4年度、これも10月までですが、293人の利用となっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

年間の開館日数を大体200日ぐらいとして、1日当たり遊学館の貸館業務、平成27年度には、1日1件ぐらいあったというふうな計算になりますが、ところが今年度は、これ多分10月までの7カ月間です。なので年間で倍にしても、42件となり、5日に1件しか貸し出ししていないということになります。

また児童館、平成27年度は1日平均5人程度でしたが、今はその半分以下の2人ぐらいとなります。

この利用者減の原因は何だと思いますか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。遊学館の利用者の減ということですが、3つほどあるかなというふうに考えておまして一つは平成27年度当時に活動していた団体やサークルが、今はその活動自体を現在

してないということが1つ目。

また平成27年当時は夜間利用を実施をしておりましたが現在、鍵の管理を頼める人がいないというようなこともありまして、定期的な夜間の利用をお断りをしているということもありまして、別の施設等で活動の場を、別の施設に活動の場を移したということもあると思います。そして最後はコロナの影響によりまして、サークルの活動が休止状態にあるということが考えられると思っております。

それから児童館の利用者減につきましては、まず前提としまして、放課後児童クラブとか放課後子供教室が今、各学校ごとで実施をされておまして、それもなかなか充実をしているということがまずはあります。

それに加えまして近年ではコロナの影響によりまして行事の中止とか、平日の利用すらもですね、制限するされたことがあったということ、それから最後には周辺地域の子供の数も大分減少しつつあるかなというようなことが原因と考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

いろんな理由が考えられますが、利用者からはですね、最近、遊学館が使いにくいという声をたびたびに耳にします。「本当は使いたいののに、断られた」というふうな件も何回か聞いております。遊学館・児童館の存在意義をどう考えるのでしょうか。

時代の変遷とともに、役割が変わってきます。斗賀野小学校には放課後子ども教室が設置されています。各地域に集落活動センターができています。

この遊学館・児童館について、もっと充実させていくのか、役割が終わったと認識するのか、それについて町長、どうお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。先ほども次長のほうからお答えをさせていただきましたが、使用時間は午前9時から、午後5時までで土日は休館となっております。

ただし必要があると認めるときはですね使用時間を変更することができるようになっており、現に令和3年途中までは夜間の使用を許可していた経緯もあることから、利用者の利便性を向上に、の向上に努めたいと考えてはおります。

ただし、これも先ほど申し上げました通り、施錠の問題がありま

すので鍵の管理につきましては地域でお願いできるような方法を考える必要があると思っております。機械警備の有無はありますが例えば学校体育館の夜間開放についても、鍵の貸し出しを実施しておりますのでこれらの例を参考にしてみたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ごめんなさい聞いたことと違うところをお答えいただいたかと思いますが、もっと充実させていく気があるのか、役割が終わったのかの点について、まずお答えいただきたい。

町長（片岡雄司君）

すいません。ちょっと土日の件を言わせていただきました。申し訳ございません。

お答えをさせていただきます。遊学館につきましては、地域の交流の場、そして児童館につきましては、町全体の児童健全、児童の健全育成の施設としまして、それぞれ重要な役割を担っております。

議員の坂本議員の御指摘の通り、十分生かして、生かし切れていないところもありますが、今後とも教育委員会で知恵を出して、事業を充実させながら、施設を活用していきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

先にお答えいただきましたが、なお聞いておきます。貸館事業についてですが、今まで住民のさまざまな要求を満たすため、時間外の貸館を続けてきました。ところが休日夜間の貸し出しを断られたとの声を聞きます。

今、休日や夜間の貸し出しは中止をしているということでしたが、以前は地域の方が開閉してくれていましたが、高齢となり、できなくなったというのは聞いております。しかし遊学館のそばにはまだまだ若い方もおいでます。探す努力が足りないのではないかと思います。

また集落活動センターでは、土日や夜間の利用に事前に鍵の貸し出しをしているところもあります。鍵の開閉だけに費用をかけるよりも、同様の手法をできるのではないかと思います。学校などの体育館使用で鍵はどうしているかなども調べていろいろ検討してはどうでしょうか。

せっかくあるものですから、町長ももっと充実させていくという

決意を述べられましたので、やっぱりそこで夜間休日の貸し出しということは、大きく、おっきな問題だと思います。

事務室には鍵が別にかかりますので、住民との信頼関係を築いて鍵を先渡しすること等も検討しながら、できるだけ開放できる方向でやっていただきたいと思います。

また今、セコムと契約をして非常にあけにくくなっています。あそこの開けにくくなるので鍵だけではなかなかあっていうところがあるので、その契約についても考えてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。まず機械警備の件ですけれどもなかなか機械警備を外すというような決断なかなかしにくくて、というのも実際、駐車場に置いてあります車の鍵、鍵じゃない、ガラスが割れたりというような事例もあったりとかですね、前の年にもそういうこともあってカメラをつけたというようなこともありますので機械警備は維持はしたいなというふうに思っておりますけれども、議員、坂本議員が今言われましたように、使い勝手を何とかというのはいろんな工夫ができるかなど。

今、いろんな事例、集活の事例でありますとか、学校の夜間開放の施設の事例とかも挙げていただきましたし、またご近所に鍵をお頼みできる人もいるんじゃないのというような、御意見もございましたので、そういう人も、坂本議員紹介していただきながらですね、何かもうちょっと使いやすいように、令和3年の途中まで実際夜間の開放やっておりましたので、もう少し研究をしてですね利便性を高めるように努力をしたいと思います。以上です。

9番（坂本玲子君）

では、児童館の学童保育について考えていきたいと思います。児童館の事業として、学童保育が入っています。学童保育とは何か、お答えいただきたいと思います。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。学童保育とは児童福祉法の放課後児童健全育成事業の定義によりますけれども、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業というふうになっておりま

す。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では再度お聞きしますが児童館の平日の時間帯、夏休みの時間帯はどうなっていますか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。夏休みのとか平日区分なくですけれども、児童館としましては、午前 10 時、児童館の中のこの保育事業としましては、午前 10 時から 11 時 45 分、それから昼休みを挟みまして、午後 1 時 15 分から 4 時 45 分までの開所時間となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

その時間帯で仕事をしている親にとって十分だと思いますか。仕事を終えて迎えて、迎えに来るのは来るには夜 6 時ごろまでは預かる必要がありますし、夏休みはせめて 8 時から 18 時ぐらいまで預からないと、その存在意義はありません。昼間の 1 時間閉館はありえません。

保育所でも朝 7 時 30 分ぐらいから開いていますし、夕方午後 6 時以降、まで開いています。佐川小学校でも、朝 7 時 45 分ぐらいから夕方 6 時ぐらいまで預かっていると聞いております。

学童保育を続ける気があるなら、時間帯の改善が必要です。学童保育をしている佐川小学校に準ずるべきではないでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。そうですね。開所時間につきましては今、坂本議員の御指摘の通り、現在の子供の活動とか、それから家庭の状況に合わなくなってきた面もあるのかなというふうに考えております。

あと、一方でですね放課後クラブとか放課後教室、子供教室ですけども、各学校が充実をしている中で学童保育としての役割、児童館での役割を、どこまで児童館が担っていくのかというような根本的な面も 1 点あるかなというふうには感じております。

いずれにしてもですね、利用者の利便性の向上を図ると、この点についてはまさしくその通りというふうに考えておりますので、どのような開所時間が適切で、そのために、職員の体制とか、シフト等もありますけれども、それをどのように変更していくのかということも、検討するべきだというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にですねこれ職員 2 名をきちっと配置をしているわけですね。そういう中で、今は学童保育をするという方向での配置だと思いますので、本来の遊学館や児童館は職員の勤務時間に合わせるのではなく、必要に応じて勤務時間を変更したり、人員を増減したり、町民の要求に応えられるように、変えていくべきだと思いますが、いかがですか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。先ほどもお答えしました通り、利用者の利便性を上げるということが重要だと思いますので、その方向で検討するべきというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私もですね、本当に学校の放課後子ども教室ができて、やっぱり利用者が減るんだろうなっていうのはわかるので、だからこそ最初に、これからどうしていくのかと町長にお伺いしたら、町長は充実させていくというふうなお返事でしたので、こういう追及をさせていただいておりますので、そこら辺がね、ブレないようにぜひお願いしたいと思います。

その児童館には、運営委員会の設置については条例で書かれておりますが、その運営委員会は実施をされておりますでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。児童館の運営委員会につきましては開催をされておられません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

えーとですね、地域の意見を聞かない状態が続いているということですね。

住民の思いを聞かないから、誰の役にも立たない公民館、児童館になっているんじゃないでしょうか。早急な改善が必要だと思いますがいかがですか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。開催するようにいたします。以上です。

9 番（坂本玲子君）

学童保育の役割を果たせない、住民の要求に応えられない施設になっている現状をきちっと認識し、どう改善するのか。5 日に 1 件しかない貸館業務、2 人くらいしかこない学童保育、それに朝から

3人の勤務。職員の都合で昼の食事時間は閉館、夜間は貸し出しなし。町長、これで任務が果たされていると思いますか、またどう改善したいと思いますか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。本当に3人、今職員を配置しておりますので、しっかりとお昼の対応だとかですねそういったことにつきましては教育委員会とも協議をして、しっかり対応させていただきたい。時間につきましても先ほど次長のほうが、お答えさせていただきましたが、やっぱり利用する方の利便性について向上させていくというのが一番大切なことですので、その辺もしっかり協議をさせていただいて、改善に努めていきたいと思っております。以上です。

9番（坂本玲子君）

さて、遊学館は指定避難所になっています。すでに耐震工事は実施しています。

その工事の後、管内の数カ所にひび割れが発生しています。耐震工事後、今までに修繕費はどれぐらい費やしていますか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。平成28年度に全館耐震工事を行っておりますけれども、その後ということで主な修繕につきまして、翌年29年に2階のホールと1階のホールの空調工事、これが334万6千円。それから30年には天井の改修これ防水の工事ですけれども、これが1,662万3千円。それからもう一つ、トイレの洋式化の工事も行っております、これが257万円。そして令和3年度に和室の空調の改修の工事をしておりましてこれが132万円。このような修繕をしております。以上です。

9番（坂本玲子君）

遊学館は建築後すでに40年以上経っていると理解をしておりますが、その中でトイレの洋式化は別として、2千万くらい耐震改修後ね、修繕費がかかっています。さらにひび割れが発生しているなら、むしろ建て替えを考えなくてはいけないのではないかと考えます。

指定避難所はもしものときに、住民が避難をします、安心安全な場所ではなくてはなりません。それについてどのようにお考えでしょうか。建て替えについてどう思うかもあわせてお答えいただきたい

と思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。老朽化しているというのが事実でございますけれども、それに対応するためにですね耐震をしておりますし、それから雨漏りとか、防水の工事もしております。

また議員も言われましたように、トイレの改修ということで使いやすさとか、そういう面も改善をしておりますし、空調も入れておりますので、今のところ建て替えるというようなことは考えておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そうですね。耐震化工事にも2千万ぐらい入れてそのあとにも2千万ぐらいね、2千万、3千万入れていると。

すぐにね、建てかえろとは言いませんが本当にひび割れらが、どんどん起こってきていると。そういう現状を見てね、やっぱりそう、その建てかえも頭の中に入れて、すぐにではなくても、検討していく課題ではないかと私も考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

さて遊学館の公園に新しい建物が建っています。あれは一体何なのか、住民の中でも議論が広がっています。あの建物はこういったものなのか、お聞きします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。遊学館の中の公園に設置されておりますのは休憩所としておりますけれども、NPO法人佐川イーハトープのほうから、地域住民、とりわけ高齢者の憩いの場として、また井戸端会議などの交流の場として設置をしたいというような申請がありまして、占有許可をしております。

その際、許可に当たりましては地域の誰もが使えるものにするというようなことと、それから管理に関しては、NPO法人のほうで実施をしてくださいねというような条件をつけております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

管理はそのNPO法人ですということですが、管理の状況はいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。管理に関して、どのようなことが起

こってるかというような、御質問の意味かと思えますけれども、設置の当初にはですね、ペットボトルとか、お菓子の袋とかそういうようなごみが捨てられるというようなことが結構ありましてなかなか利用者のマナーが問題視をされておりましたけれども、今現在のところ、そういった事例も減りつつあるというふうに聞いておりますし、またそういった際にはNPO法人の方が実際に清掃に来ていただいていると、いうようなことをございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

NPOが管理をするといっても四六時中見守ることは大変だと思います。公園内にありますから、職員の方は毎日見守りをしていると思います。お互いが助け合ってますねNPO法人の方ももちろん気をつけなければいけないけれども、職員のほうも気をつけて、お互いが助け合って公園を住民が気持ちよく使えるようにしていただきたいと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。確かに、もともとの設置した目的が地域住民の交流とか、そういう遊学館の目的にも資するものでありますので、遊学館側、児童館側も協力して管理をしていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

それから1点気になるところがありまして、あの建物を見たときに、なんか周りを取り囲んでいるような構造になっていまして、中が見えにくい状況にあると感じました。周りから見えにくいと何が起こるかわかりません。事件が起きてからでは遅過ぎます。建物の構造を考えるべきじゃないかと思いますがその辺はいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。休憩所のつくりとして、風を防ぐとかいうような意味もありまして四方を囲んでいるというふうになっておりますけれども、四方全体が囲まれてるというわけではなくて、上部の部分は空いておりますので、一定開放感があるし、中が全く見えないというわけではございません。

ただ今後、先ほどの施設の管理の面もありましたけれども、どんな状況が起こるかということもありますので、適切に使用されているかというのを少し様子を見させていただいて、その後NPO法人

さんとも相談をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

しっかりですね、あと見守りながら、不適切な状況にならないように、指導、監督をよろしく願いいたします。

遊学館・児童館についてはせっかく施設があるのに使いづらくなっています。職員の時差出勤や鍵の開け方などの工夫をし、夜間休日也可以使用できるように、早急にしていただきたいと思っております。

また、学童の時間帯についても、その存在意義の有無を含め検討し適正な時間帯に修正していただきたいと思っておりますが、そういう、そういう意気込みがあるというふうな先ほど、御答弁でしたが、再度お答えいただきたい。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。今回の坂本議員の質問でですね、なかなかこう抜かっていたこともあったなというような反省もありますので、今日いただいた御意見を参考にですね、早急に改善をしていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今、遊学館には正規職員はいません。責任をとれる人がいないのです。もちろん教育委員会の方も、図書館建設が控えているとか、管理する場所がたくさんあって、非常にお忙しいことと思っております。

しかし、どうすれば当初の目的が達成されるのか、事業展開はどうすればいいのか、しっかり検討し、よりよい、遊学館・児童館になるよう頑張っていたいただきたいと思っております。

また、指定避難所の安全性を考え建てかえも含め、検討していただきたいと思っております。

これで1問目の質問を終了して、2問目行きたいと思っております。

2問目は、特別障害者手当についてお伺いします。

安心して老後を迎えたい、誰しものがそう思います。前回の質問で、国民年金だけでは、グループホーム等には入れないことがわかり、愕然とし、せめて食費の軽減をしてはどうかとの提案をしました。しかしあまり色よいお返事はもらえず、もらえませんでした。

そこで今ある制度で活用できるものはないかと探してみましたところ、特別障害者手当の制度を見つけました。この制度についての御説明をお願いします。

副町長（田村正和君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。特別障害者手当のまず概要についてまず御説明をさせていただきます。

これは精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の人に支給されるものです。事業主体としては県または市ということになっておりまして佐川町の場合で言いますと、町の健康福祉課が窓口となって、県の中央西福祉保健所が審査と認定と支給事務を行うものとなっております。

額については手当額ですけども、令和4年の4月現在で2万7,300円が月額となっております。

それからちょっと支給の制限というのがございまして一つ目が、障害者支援施設、それから特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合、それから病院、診療所に3カ月を超えて入院をされている場合、それから受給資格者または配偶者、もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上あるものというところが支給が制限をされるという制度になってございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

では佐川町でこの制度を利用している方はどれぐらいいますか。

副町長（田村正和君）

はい。お答えします。佐川町の受給者についてのお尋ねでございます。令和2年度からいきますと、令和2年度が11名、令和3年度が12名、それから令和4年度が12名という状況です。以上です。

9番（坂本玲子君）

非常に少ない数でびっくりしています。この制度は障害者手帳を持っていない方も対象ですよ。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。御質問のとおり、身体者身体障害者手帳、それから療育手帳を持っていなくても、認知症の方や、要介護4、それから5の寝たきりの方などは申請が可能となっております。はい。以上です。

9番（坂本玲子君）

じゃあ、この制度を利用している方の中で、障害者手帳を持っていない方は何人いますか。

副町長（田村正和君）

ちょっと今ですね、数字を把握をしておりませんので、すいませんが、またお調べをしておですね、お答えをさせていただきますので、申し訳ございません。

9 番（坂本玲子君）

私の事前の聞き取りでは、障害者手帳を持っていない方はいないということでございました。

この制度はですね、在宅って書かれておりますが、在宅の方だけではなく、特老や障害者支援施設に入所している方や、3カ月以上入院されている方以外は対象になると。すなわち、グループホームや有料老人ホームなどに入所されている方も対象になると理解をしておりますがそれでよろしいでしょうか。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。坂本議員おっしゃるとおりグループホームそれから有料老人ホームの入所をされてる方も、申請が可能となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そしたら障害者手帳を持ってなくて、年齢加齢による本当に大変になった方も対象になるということですので、佐川町には制度の対象とならない、特老とかに入所されていない方ですよ、要介護4、5の方。その制度の対象となるような方の、要介護4、5の方はどれぐらいいるのでしょうか。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。要介護4と5の方の人数ということでございます。

まず要介護4の数が117名。それから要介護5の方が142名ということで4と5を合わせまして、259名となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

その要介護4、5の認定の方は259名いるということでしたが、そのうち特老へ入所したり、障害者施設に入所したり、入院されている方なんかがおると思いますが、在宅の方とかそのグループホームとか小規模多機能なんかも含めて、そんな方はどれぐらいいるのでしょうか。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。まず要介護4と5の方のうち、

在宅で生活をしている方が、人数をお答えをさせていただきます。

まず要介護4の方が44名、それから要介護5の方が40名ということで合計84名と。

それから次にグループホームに入所をされている方が、要介護4の方が7名、要介護5の方が11名、合計で18名となっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

在宅に該当するっていう方が約100名近くおいでると。私の聞いたところによりますと特老の入所者は71名ぐらいです。障害者支援施設のほうはちょっと数を計っておりませんが、今町が認識しちゃうだけで100人ぐらい。もうあと50人ぐらいはいるかもしれません。

そういう特別障害者手当では、認定基準が違いますので、一概には言えませんが、もしかしたら認定される可能性のある方が、150名くらいいるかもしれないということです。

佐川町では在宅介護手当を受けている人がいると思いますが、の中でその在宅介護手当は、要介護4、5の方が対象だと思いますが、この手当を受けている人は何人いるのでしょうか。その額もわかれば教えていただきたい。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。在宅介護の手当という方の数でございますけども、これも令和2年度から御説明をさせていただきますと、令和2年度が29名の方、それから令和3年度が11名の方、それから令和4年度が9名の方となっております。

もう一つお尋ねがございました額についてはですねちょっと今把握をしておりますので申しわけありません。また、調べてですね、ご連絡させていただきます。すいません。

9番（坂本玲子君）

実はですね、在宅介護手当の、これももらえる要綱があるので、いろいろ違いはあるんですけども、このこういう方たちも特別障害者手当の制度が受けられる可能性があるわけですよ。で、なおかつ、この在宅手当は多分何千円かのオーダーで、町が多分出してるかと思うんですが、この特別障害者手当になると、県とか国とかの制度でございますので、補助がちゃんとあると。それへ加えて、額が2万7,300円でしたかね。そうですね。2万7,300円ともう全

然違うという状況でございます。やっぱりそんな方たちにも特別障害者手当の制度があることを周知をされているのかどうかをお伺いします。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。この特別障害者手当の周知についてはですね、事業主体が県ということがございまして町でチラシ等を作成はしていないということで県のホームページでの周知にとどまっているという状況でございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私もですね不勉強で、この制度について十分理解できていませんでした。この制度の利用が進んでいない理由は、担当の職員さんが制度について十分理解できていないこともあるように思います。

また対象となる方の御家族が、制度があること自体を知らなかったり、制度について十分理解できていない場合もあるのではないのでしょうか。またお医者さんが診断書を書くお医者さんが制度のことをあまり詳しくないというようなこともあると思います。

そのようなことを防ぐため、いくらこれは県の事業と言っても、町の町民に関わることでありますので、まず職員の方が制度を十分理解すること、またわかりやすく、「県のホームページ見たらわかるよ」じゃなくって、わかりやすく、町のホームページ見てもわかるように周知をすること。ケアマネさんにも理解していただくこと。介護の認定受けた方で、特別障害者手当の制度の対象と思われる方がそういう制度があることを、わかってない。その職員さんはわかってるでしょうけれども、なかなかその認定受けに来る人がわからない。

その認定する時には大体どの程度かっているのをちゃんと調べて認定を出しますので、大体その役場の職員の方とかは、該当するかなせんかなってということがわかると思うんですね。そういうことを、大体なるかもしれんなって思うような方には、そういう制度の対象になるかもしれんよとか、こんなこんな制度がありますよっていうことを親切にお伝えすることなどが重要かと思いますがその点いかがでしょうか。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり周知方法については、県だけのホームページだけではなくてですね、今後、健康福祉課からの情報を聞いたところ、土佐市のホームページは非

常にわかりやすい状況になっているということも聞いて、私も確認をしました。

認定基準が非常に細かく出されているというのを確認もさせてもらいましたので、これから町としましても、申請窓口としてですね周知の方法を、土佐市なんかも参考にしながら、よりわかりやすい広報に努めたいと考えておりますし、支給要件に該当する方に届くようにですね、その方法を考えていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

以前質問をしました、要介護者の障害者控除、特別障害者控除について、広報、広報に詳しくお知らせいただきました。

要介護認定者の障害者控除特別障害者対象者の申請認定について、これ、お答えいただこうと思ったのですが、もう言います、こちらで。令和3年度で特別障害者控除対象が7名、障害者控除が7名、合計14名が対象となって、税の減額につながっております。

丁寧なお知らせをいただいたおかげで、この14名の方が助かったということで、本当に感謝をしております。今後も要介護認定をされた方には、この特別障害者手当の制度があることを窓口で丁寧にお知らせいただけたら、嬉しいと思います。先ほど今後やっていくという、お言葉をいただきましたので。

で、そのホームページについて言いますと、本当に私も佐川町のホームページを見ました。一通りのことは書いてありましたが、認定基準などは記載がなく、制度の対象となるかよくわかりませんでした。副町長言われたように土佐市のホームページでは、認定基準まで丁寧に書かれておまして非常にわかりやすくなっています。

また要介護認定者の障害者控除特別障害者控除対象者についても、広報では知らせていただきましたが、ホームページでは見つけることができませんでした。

こういった広報でお知らせしたものについては、いつでもホームページで見ることができるようにしていただきたいと思いますが、そういった改善は、ホームページの改善はできるでしょうか。

副町長（田村正和君）

実際にホームページの改善ということになりますので、健康福祉課ともですね、周知方法を改めて検討させてもらって、できるものはなるべくホームページ等に掲載をしたいと思っております。以上

です。

9 番（坂本玲子君）

新たに作らないかとなると大変ですが、既に例えば広報でお知らせしている内容ですので、それをこうプツとホームページへ入れればすぐ掲載できるので、簡単なことですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以前質問しました就学援助のページも、全然わからない記載で何のためのホームページなのかと考へてしまひます。誰が対象者となるのか見えない。せめて案内のチラシ程度の記載があれば、もっと理解できると思ひますが、教育委員会のほう、改善の思ひはいかがでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

はい。就学援助のホームページのお知らせということで、以前にも指摘があったと聞いておりますし、一つ、学校を通じて、毎年保護者の皆様に配布している資料がありますので、それをすごくわかりやすい、1枚ものの資料になってますので、そういうものを掲載して、もう少しわかりやすいように改善をしたいと思ひます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に以前から私はホームページについてもっと利用者がそこを見るだけで理解ができて、できるようなわかりやすいホームページにしてくださいとお願ひしました。しかし改善が今、全くされてないと感じています。

佐川町のホームページに記事は、文字は行政職の書きそうな文字でカットはほとんどなし。内容は最小限のみ。必要最小限ではなく、必要なものも記載されていない。読むのを拒否しているかのような、そんなホームページじゃないかと私は感じています。

どうぞ、他の市町村のホームページも参考にして、佐川町のホームページを開けば、きちんとわかるように、読みたくなるような内容になるように改善をお願ひしたいと思ひますが、総務課長いかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

ホームページのあり方についてというところですけども、確かに最近はやっとわからないことがあったら、ホームページも見ようかなあと、お電話によるお問ひ合わせも多いかとは思ひんで

すけれども、ある一定、やっぱりホームページで察しをつけて、お客様、住民の方が相談に来られる、そういったことになると、職員のほうも少し効率的って失礼かもしれませんが、時間をとらせることもなく、手間も最小限で済むと思いますので、よりわかりやすい情報発信、ホームページへの記載を含めまして、職員が各部署が一つずつ見直しをしながら、そういったことに努めていければいいのかなと。

本日、改めて議員さんから御指摘いただきましたので、今確かに私も総務課のホームページはわかりやすくなっているかなあと、ちょっと振り返っておりましたので、各職員一人一人が自分の担当するところ、改めて見直しをして、よりわかりやすい情報発信に努めていけたらと考えます。ありがとうございます。

9 番（坂本玲子君）

突然総務課長に振りましてすみません。実はですね私の言うたことだけではなくて、役場でいろんなすてきなこともされておいでる。それをせっかくやってんのにはホームページへ何も載せないと佐川は何もやってないかと思われる。本当にマイナスじゃないかなと。

子育て支援なんかもね本当に佐川町すごくやってて、いいところがいっぱいあるのにそれを記載は一切ないという、みたいな感じなわけです。

で、総務課長に振ったのは、やっぱり全部の課でやっぱり点検して、よりわかりやすく、みんながここを見ればわかるというふうな、ホームページに改善していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

3 問目になります。木造住宅の耐震化についてお伺いします。

以前から耐震はしたいけれども、自己負担が多く、諦めている方が多いということを知っておりました。今年度、耐震工事の補助金が 130 万に増えました。住民の方は大変喜んでます。

そこで、耐震化の工事がどれくらい進んでいるのか、お聞きしたいと思います。まず佐川町の耐震化の目標値と、今到達している耐震化率をお伺いします。

建設課長（藤本雅徳君）

坂本議員の御質問にお答えします。現在の目標値と直近の耐震化率でございますが、目標、目標値につきましては、佐川町耐震改修促進計画に定めておりましてこれ令和元年から 7 年度の計画でござ

いますが、令和7年の最終年度に、93%としております。

また、令和3年度末の耐震化率の値ですが、耐震化率は64.1%となっております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

耐震化率の計算方法、どうやって算出しているのか、お伺いします。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。算出方法でございますが、これ、計画の策定時点、平成の31年の1月になりますが、その時点の町内の住宅総数5,594戸ございますが、この戸数から抽出調査結果に基づく耐震化率60%というのがありますがこちらを算出しまして、その数値を基準として、毎年の耐震工事の実績、新築の件数、取り壊しの件数を加味いたしまして、毎年度更新をいたしております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

令和7年までに93%の目標を立てているとのことですが、これを達成するためには1年平均何件の耐震化が必要でしょうか。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えします。令和3年度末の住宅の総数5,643戸をベースとしまして、算出した耐震化住宅の耐震化率64%を目標の93%、これにするためですが、令和4年から7年の令和7年の4年間で約1,600戸の耐震工事の必要が必要があります。年間ですと、約400件の件数が必要となる計算となります。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

耐震工事实績はどうなっていますか。過去何年間かをお伝えいただきたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えします。令和元年度から令和3年度までにつきましては、いずれも年度末、それから4年度につきましては、11月25日現在の実績値で御回答をさせていただきますが、令和元年度、耐震診断、42件、耐震設計24件、耐震工事が31件となっております。

同じく令和2年度ですが、診断が68件、設計が41件、工事が35件、令和3年度ですが、診断が50件、設計が51件、工事が47件、それから令和4年度でございますが、診断が78件、それから設計が

65件、工事が57件となっております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

目標達成までには、おおむね年400件で今、大体平均50件ぐらいです。ですからまだまだ目標には遠く及ばない実態がわかります。

しかし今年度は11月時点において、すでに昨年の工事実績を上回り、57件となっていることを考えますと、耐震工事補助、工事の補助額が増加したことが大きく影響していると思います。町長初め職員の方々が、頑張ってくれていると、こういうこのことを考えてくれているということに感謝をいたします。

しかし、これで満足するわけにはいきません。大地震はかなり高い確率で起こると予想されていますので、緊急課題です。目標値に近づけるためにはさらなる努力が必要だと思いますが、町としてどう取り組んでいるのか、お伺いします。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えいたします。現在取り組んでおります取り組みですが、まず現在の取り組みとしましては佐川町耐震改修促進計画、並びに佐川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、こちらに基づきまして、5つの取り組みを継続的に実施しております。

まず1つ目でございますが、ターゲットを絞った個別訪問によるきめ細やかな相談対応、直接的なPR、2つ目、2つ目としまして町の広報誌ホームページによる幅広い周知。3つ目としまして、防災まちづくりサロンでの自主防災組織の皆さんへの呼びかけ。4つ目としまして、庁舎のロビーでございますがこちらでの普及啓発パネルを展示。それから5つ目としまして、県主催の低コスト工法講習会への事業者の参加。また、令和3年度末ですが、町内の全世代の方へダイレクトメールを送付させていただいております。自宅だけではなくて、家族の方、親戚の方へ、耐震化の呼びかけを合わせて依頼しておりますし、今年度につきましては、年度当初の町政報告会、また、町内5地区での地区懇談会での事業のPRを行っております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

さまざまな方法で頑張ってくださいっているということがわかりました。

過去に、今、過去どう診断とかっていうのの数をいただきましたが、過去に診断を受けても工事を諦めていた人がいます。工事補助

額が上がったことで、再度工事をしようと思う方がいるかもしれません。そういう方には個別に連絡をしていますでしょうか。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。坂本議員言われるように確かに診断をして設計をして、工事の方に進んでおいででない方、やられてない方おいでまして、うちの建設課のほうとしましても、そちらのそういう設計まで終わったけど例えば工事費が高額であって、諦めてる方がおいでると思いますので、そちらの方へ向けて、特に御案内をしていきたいと考えておりまして、この、先ほどの取り組みの中にありました戸別訪問、この取り組みの中で、先ほどの診断をやった設計をやったけど、工事が進んでない方を特にターゲットとさせていただいて、訪問を行うように、今、事務を進めております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そうやってやっていただくと、効率がかなりいいんじゃないかなと思いますのでぜひ頑張ってくださいと思います。

実はですね私の近くにもこの耐震工事をした方がおいでまして、その方が言うには越知町の設計料の補助が多くて、越知町の方は設計に関しては負担がなかったが佐川町は5万円必要だったとの声がありました。調べてみますと越知町では診断時に3千円の負担がかかっておりますが、設計補助上限が30万5千円、工事補助が122万5千円となっていました。佐川町では、診断は無料、設計上限25万5千円、工事補助130万となっていますね。

この、耐震だけのことで言いますと、佐川町のほうが3万円ほど多い状態になっています。けれども、越知町には耐震リフォーム補助上限30万円。普通のリフォーム補助上限20万の補助制度があります。これを合わせますと、佐川より多く出していることとなります。耐震リフォームの補助も復活してはいいかと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（藤本雅徳君）

はい、お答えさせていただきます。住宅のリフォーム補助金の制度でございますが、こちら令和4年度から耐震改修の補助金のほうへ、お金を移すといえますか、一緒にすることにしておりますが、このリフォーム補助の制度でございますけど、耐震改修の工事と一

緒にセットで交付をさしていただいていたものです。耐震化の工事とあわせて、町の佐川町の定住の促進、これを図ること、これを目的に26年度から令和3年度まで行っておりました。

しかしながらですねこのリフォーム補助を、リフォーム工事が併用される中で、定住目的の補助金を活用できない方いわゆるこのリフォームの補助金の対象にならない方が多くおいでたこと、それから何よりやはり耐震改修工事の金額、補助金の金額を上げることということは、理由がありましたので、そういうことを検討しました結果両補助金を統合する形で、37万5千円引き上げらしていただきまして、4年度から現在の130万円となっております。

なおこの住宅リフォーム補助金の目的でありました定住促進策につきましても、この住宅の耐震改修工事、こちらのほうを行うことによりまして、引き続き佐川町内に住み続けていただけるものと考えております。

そういうことから今すぐ、このリフォーム補助金、それと令和4年度4月から増額させていただいておりますリフォーム補助金を統合させていただいたんですが、日もまだあまり浅いこともありますので、今すぐのリフォーム補助金の復活は考えてはございません。

なおですね、これからお客さん、もう時間もまだあまり経過しておりませんので、いや130万円じゃちょっともう少し、あと補助金何とか増額できんかとかいったお声も出てくるかもしれませんので、皆さんの声に耳を傾けながら、その場合また臨機に対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

佐川町の耐震工事費の平均値はいくらでしょうか。

今工事費の補助が130万円以下の、130万円となっておりますので、それ以下の方は何件くらいあるのか、お伺いします。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えいたします。工事費の、工事費の平均というか130万円以下の件数ということでございますが、令和4年度、こちらの平均額が153万円、単純に平均をしているものですが153万円あります。令和4年度につきましても57件中26件が130万円以下となっております。

令和3年度でございますが、こちらの補助金増額前の、金額ですが単純平均で136万6千円。47件中26件が130万円以下となって

おります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

工事費はですね約半数の方が補助金内でできているということになります。

私何でこんなことをお聞きしているかという、診断とか設計診断はもう無料になっていますので、設計と工事の、今 25 万と 130 万というふうにやっていますがその割合を変えるだけでも自己負担の少ない方が多くなる可能性はあるんじゃないかなと。その分工事を実施する人が増えるんじゃないかなと。

その辺は、私は分析をしておりませんので、わかりませんがそういうふうな幾らが適正かって再度考えて、例えば設計を 5 万ふやす代わりに工事費を 5 万減らすとかの工夫もできるのではないかと考えますがその辺はいかがですか。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。結論から言いますと、耐震改修工事費の補助金の増額を佐川町として、もう少し 130 万円じゃなく、増額をしていこうと決めた場合は、国のほう、県のほうに交付金の要望をしていきます。その中で、その増額分を要望いたしまして、交付金の OK もらいましたら、お金としてはできるようになります。

あくまで、全体枠の中で佐川町におりてくるといいますか割り当てられた交付金が、これぐらいあって、その中のメニューで設計とか診断とか工事を、のお金をやりくりしてする必要はないということでございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そこら辺がちょっとよくわかりませんが、結局国から降りてくるお金によって、その補助できる額が決まってくるということですかね。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。あくまで交付金ですので、そうなりますがその前段で、例えば佐川町が来年度、耐震改修工事を 60 件したい。そしたら国の要望を概算要望始め年間に 2 回ぐらいの要望の時期がありますので、その際にこうしたいんだということで要望して認められたら、その交付金の額が配分される、いただけるということになります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

まあですね、使い勝手のいいような補助金制度をぜひ進めていただきたいと思います。

ところで、耐震工事の申し込み、事業認定の受け付けの締め切り、それからその実績報告の締め切りはどうなっているのかお伺いします。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えいたします。現在行っております申請の受け付けなどについての事務ですが、こちらは佐川町住宅耐震改修工事費補助金交付要綱、こちらの要綱に基づきまして執行をしております。耐震の設計、耐震改修工事の申し込み手続き、こちらの設計と工事の申し込みの手続きにつきましては、1月末にて当該年度の締め切りは締め切りをさせていただいております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

耐震工事をするのにですね、年度内に仕上げなくてはいけなくなるとやっぱり1月、2月、3月には工事を始めにくくなって、件数の伸びに関わります。と関わると思います。仕事をされている業者の方もお仕事がない月が増えてくるようになります。

高知市では工事の申し込みをしてから、1年以内に完成するということが条件になっていると聞いています。佐川町では、その辺はいかがですか。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。佐川町のほうですが、その高知市と同様の1年以内というルールは設けておりません。しかしながら先ほどの1月末の申し込みの期限を切らしていただいております事務処理を行っている件ですが、これは補助金を申請いただいた年度と、それから補助金を支出させていただいた会計年度、こちらを明確にしたいがために、事務処理上の運用上定めてそういう事務手続きを行っておったものでございます。

ただ、ここで言いますと申請は、耐震の設計とか、耐震の改修工事が終了した後に行う手続きでありますので、現行の要綱でも高知市さんが1年以内のルール、こちら決めてますけど、佐川町の先ほどの現行の要綱の規定でも、例えば1月末までに工事が終了してない方、工事設計ありますが終了してない方は、1月以降でも手続きできますし、また一方、新たに1月以降に設計工事をしたいんだ、

実施したいんだという方につきましても、1月以降でも申し込みの手続きができるように、現行の要綱でもなっておりますので今後におきましてはその締め切りの期限、こういったことを設けることなく、申請される方が年間通じて坂本議員言われるように、1月、2月、3月とかにやったら工事ができるよっていう工務店の方もおいでだと思いますし設計ができるよという設計事務所さんもおいでと思うんで、年間を通じて途切れることなく、耐震改修工事設計といったことが進められるように、事務を見直しを行っていきたくて考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

そうですねやっぱり申し込みの締め切りをこうなくして通年にすることによって、申し込み件数が増加して、より町民のためになると思いますのでぜひそのほうに、改善をお願いしたいと思います。

大型地震は必ず起こると言われています。1件でも多く耐震工事をやるのが、町民の命を守ることになります。今年度、町長初め担当課の英断により、耐震工事の補助金が130万円となりました。その結果、工事件数が大きく伸びています。自己負担金を減らすことが、工事件数を増やす最も効果的な施策だと思います。

今年度増やしたばかりですので、また、増やすのは、すぐにはできないかもしれません。しかし先ほども言いましたように耐震リフォームまで入ると、もっと多く出している自治体はたくさんあります。ぜひ、工事費を増やすのか、設計費を増やすのかリフォームを復活するのか、方法はいろいろあります。何がベストであるかしっかり考え、補助金を増やす方向で再考していただきたいと思います。

また、申し込みを通年にするすることで、工事をやりやすい条件ができます。これはすぐにでもやっていただきたいと思います。さまざまな工夫をしながら、住宅耐震化を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

これで、3問目の質問を終わります。

最後になりますが、自伐型林業について少しお伺いしたいと思います。

町長はですね行政報告の冒頭で、できる、できないではなく、どうすればできるかを意識し、持続可能な佐川町、一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりの実現のために頑張っていくと表明されました。松浦議員もこの言葉を待っていたというふうな、お言葉

でしたが、私もこの言葉を待っていたと思います。それを聞いて感激をいたしました。もちろん、嘘、偽りのない言葉だと信じておりますが、町長その言葉を信じてよろしいでしょうか。

町長（片岡雄司君）

いや、しっかりと行政報告のほうで、答弁させ、報告させていただきましたが、嘘偽りはございません。やっぱりどうすればできるかというのは、それはできないことあるかと思いますが、しっかりと職員の間です、知恵を出し合って、検討し協議していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

9 番（坂本玲子君）

ではですね産業振興課長も同じ考えだと思ってもよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。当然同じ考えで、課題解決のために何ができるかというところをやっていきたいと思っております。

9 番（坂本玲子君）

では本題に行きまして自伐型林業についてお伺いします。

佐川町はここ数年にわたって地域おこし協力隊を募集し、佐川の山を守り、自然を守る活動を推進してきました。

過去どれぐらい協力隊の中で林業関係の地域おこし協力隊を募集、採用してきたか、お伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。自伐型林業の地域おこし協力隊につきましては、平成 26 年度から毎年雇用してきました。毎年 5 名程度で募集をして、今年度までの 9 年間で 39 名を自伐型林業の協力隊として採用しております。

なお、この 39 名のうち、現在任期中の協力隊は 12 名となっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では任期中の方を除くと 27 名が卒業されているということですが、そのうちに定住されている方はどれくらいいるのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現時点で任期満了者と、途中退任者合わせて 27 名おりまして、このうち、町内に定住している方が 16 名おります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

佐川町の 8 割は森林だと言われていますが、この山を管理するのに大体何人ぐらいの林業従事者が必要ですか。

産業振興課長（下八川久夫君）

佐川町の植林が約 5 千ヘクタールございます。どれぐらいの人数かということになりますとその整備手法やり方等によって変わって、異なってくると思いますが、佐川町としてはこれまで、約 5 千ヘクタールのうち 2 千ヘクタール程度を集約ができた場合に、1 人 40 ヘクタール程度の面積を委託して施業してもらえば、40 人から 50 人程度の方が、林業とプラス何かの兼業として生計を立てる、立てれるのではないかとというところで取り組みを進めてきました。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今年度の自伐型林業の協力隊の募集、来年の採用は何人でしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

来年度の自伐型林業の協力隊の募集に関しては、現在行っておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

募集をしない理由は何でしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。理由としては、任期を満了した協力隊の方に、森林整備をしてもらえる施業所を委託する集約化が難航しているためとなっております。これは森林所有者との契約ではなくて、施業ができる場所ということになります。

自伐型林業の取り組みは、担い手の育成、山林の集約化、森林情報の一元化の 3 つの施策を主軸において取り組んできました。この中でも、担い手の育成と山林の集約化は非常に密接な関係にある取り組みだと考えて、行っております。

これまでですね、担い手の育成に関しましては先ほど申し上げましたように、比較的順調に定着していただいていると考えておりますが、山の集約化に関しましては、現在約 730 ヘクタール。730 ヘクタールの山林の所有者と管理契約が締結できておりますが、このうち、任期満了者に施業委託できる面積が約 5 分の 1 程度になる、160 ヘクタールにとどまっております。

これにつきましては、集約化した山林を施業予定地として、佐川町に来ていただいている林業の講師の方に現地を確認していただいたところ、町が理想的な森林整備として進めております2.5メートルまでの道で、2トン程度のダンプが走行できる、そして搬出間伐などを行って、手入れができる山というところが、比較的想像、比較的じゃない、想像以上に少ないということが判明したためということになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

国は森林環境税を創設して森林の適正な管理を目指しています。佐川町はそのモデル的存在で、テレビにも何度か放映をされていますし、雑誌でも取り上げられています。

自伐型林業に携わっている地域おこし協力隊の卒業生も積極的に発信してくれています。自伐型林業を目指す人は、佐川町に来たいと、佐川に来てやりたいというふうな状況を聞いておりますので、本当に注目の的になっている現状です。まさに佐川は国が推し進める施策を真っ先に推進しています。そんなとき卒業後の山の提供ができないからという理由で応募や採用をしないというのは納得できません。

コロナの影響で、田舎のよさが見直されています。耕作放棄地は増え続けています。一番初めに、自伐型林業に携わる地域おこし協力隊を募集したとき、卒業後の準備は全くできていませんでした。3年間の間に、定住できる条件を整えてきたのではないのでしょうか。町長と職員が知恵を出し対策を考える期間は3年もあります。せっかく定住してくれる協力隊の方が増え、若者が増え、地域を活性化してくれています。

斗賀野地域では、斗賀野の歴史の本を出すときに、協力隊の卒業生が大いに活躍したそうですし、牧野博士の聖地を歩く道の整備に関しましても、協力隊の方々が大いに活躍してくれています。林業だけではなくいろんな分野で活躍されていると聞いています。そういうことを本当に今までのこの歴史を考えますと、産業振興課の職員の方たちが手厚いサポートをしていただいたおかげだと考えています。

産業振興課長は卒業後、困らないように、協力隊の方々に寄り添って、さまざまな案を出し、問題を解決してきたと認識をしています。今ある施策をそのまま継続することは誰にでもできます。問題

があれば、止めると決めるのは最も簡単です。今の問題をどうすれば解決できるか考えることこそ大事ではないでしょうか。

冒頭で町長も課長も言われましたように、できるできないではなく、どうすればできるかをモットーにやっていただきたいと思います。課長のお考えをお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現状ですね森林整備を委託する面積、これ大分不足をしております。1人40ヘクタール分を委託を想定した場合に、任期満了者の方の部分で約160ヘクタールで、現役の協力隊の部分が480ヘクタールと合計で640ヘクタールが不足しているということで、当初の予定からいうとそこの部分が少し取り組みとしておこなわれてきている、想定していなかった課題が出てきたということになっております。

取り組み当初何もない状態で始めたというのはおっしゃられる通りで、その時から植林が一番多くある尾川地区を中心に集約化を進めて、その施業、任期満了後の施業地の確保ができるというような、目標を立ててやってきましたが、現状はここがうまくいっていないということで、3年後の保証ができてないというところで、無責任に協力隊を募集するということは、現在、考えておりません。

ただ、これから何もしないのかというところではなくて、今は佐川町の山の中で、理想的な森林整備、佐川町が描く理想的な森林整備がどれだけできる場所があるのか、または理想的ではないけれども、搬出間伐等ができる山がどれだけあるのか、そもそも、切り捨て間伐をするしかないような山がどれだけあるかといったゾーニングを立てた上で、計画的に森林整備を進めていく、またはどれだけの林業従事者が必要なかというところを整理をしたいというところで、それが今の一番の課題というところと考えると、一旦募集をやめたということにはなっております。

ただ、今後におきましても全く募集をしないということではなく、そういった計画も、ゾーニングした上で森林整備の計画を立てたときに、どれだけまだ林業従事者の担い手が必要だということになれば、林業者の担い手の募集も考えたいと思いますし、新たに町内の育成方法とかも含めて、検討していきたいとは考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

佐川の林業組合員は、高齢化していますしずっと続けるには無理があります。若者が入ってきてくれないと、将来山は荒れ放題になります。耕作放棄地を少なくする役割も果たしてくれるかもしれません。山の管理をきちんとしないと、鳥獣被害が増えますし自然災害にも弱くなります。SDGs が叫ばれている今、山を守り、農業を守り、里山をつくっていくことは、川や海を守ることにもつながります。長い目で見ると、地域を守るためには、やる気のある、若者が増えてくれることが必須です。来年度に向けてまだ3カ月以上あります。自伐型林業の協力隊応募を早急に実施し採用を続けていただきたいと思います。

自伐型林業についての私の思いは伝えさせていただきました。この後2名の議員さんが同じ課題で質問に立ちます。私より専門的な方ですので、2人の論戦に期待し、この質問は終わりたいと思います。

最後になりますが、町長初め佐川町の職員の方々は、少ない人数の中、皆さん本当に目いっぱい働いてくれています。おかげで住みやすい佐川町に向かっていっていると思います。しかし、今の仕事をやるだけで手一杯になり、新しいことを始める余裕がないように感じています。今の仕事を見直し、簡略できるところは簡略し、余裕を持って働いていただきたい。

その上で、住民の声を聞き、どうすれば、町がよりよくなるか考えていただきたい。新しいことにもチャレンジしていただきたい。考え実行することが大切だと思います。自治体労働者の目指すところは、住民が幸せになることです。その一番大切なところの理念を持ち、守っていただきたいと思いますとお願ひし、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で9番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

なお、午後は私の歯の緊急治療のため、議長を交代します。

休憩 正午

再開 午後1時30分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長交代しました。

引き続き、一般質問を行います。

5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員橋元で、橋元陽一でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。森議長の前でちょっと緊張しますがけれども、頑張っておりますのでよろしくお願いいたします。

1番目の質問でございます。木造耐震化事業の進捗状況についてであります。

本町の木造住宅耐震化事業は、2008年に耐震改修促進計画が策定され、進められてきております。南海地震の発生確率も2007年1月1日付けで30年以内に起きる確率が50%、50年後には80から90%と想定され、事業が進められてまいりました。

現在、町内の木造耐震化事業は第2期計画、2019年から2025年、の7年、7カ年計画に基づいて事業が進められてきてる段階に入っています。第2期計画が作成、策定された時の南海地震発生確率は、今後30年以内に起こる確率として70%に指摘をされ、いつ起きても不思議ではない時代に突入しております。また、南海地震と同時に起きる、南海トラフ巨大地震になることも想定もされているところでございます。

この事業は、住民の命を守る事業として極めて重要な責務を担っている事業だというふうに捉えております。こうした状況の中で、同計画では、耐震化の現状と目標が設定され、事業が進められてきているところであります。

これまでの議会定例会の一般質問でも、この木造耐震化事業の進捗状況を確認してまいりました。本定例会でも、引き続き、直近の状況等について、また、今後の課題について質問させていただきます。先ほどの坂本議員のところとも、2020年、21年、22年までの実施状況もありましたのでそこは少し重なりますので避けたいと思うんですけども、なお、重なる点がありましたら、簡潔に回答を求めたいというふうに思います。

まず1番目でございますが、2021年度の実施状況の中で、年度内に事業が終わらずに次年度への繰り越した耐震改修件数と繰越明許

費となった予算がどの程度かお答えをいただきたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

橋元議員の御質問に回答させていただきます。令和3年度から4年度への繰り越しの件数と予算について回答させていただきます。

4年度への繰越明許費ですが、まず耐震診断の委託料としまして65万6,868円。繰越の件数としましては、19件分となっております。

また、耐震改修補助金としての繰越額は2,068万5千円となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

年度を越して事業が進んでいるということであるかと思えます。

それで2020、2021年度の申請された、申請されて、耐震改修までいかず辞退のケースも何件かあるかと思えます。この辞退されたケースの理由について、担当課として把握されていることがあれば、御説明いただきたいと思えます。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えさせていただきます。まず令和3年度末の現在ですが、診断を受けた方の件数といいますか人数等を先説明させていただきます。診断を受けた方が464名、そのうち耐震工事を行った方が244名、比率にして52.6%。逆に、耐震工事を行っていない方は220名、比率にして、47.4%となっております。

この47.4%、半数弱の方々ですが、耐震工事を実施されていない理由、これにつきましては、工事費の自己負担が困難なケースであるとか、耐震設計以降の手順がちょっと、どんなにしたらいいのかわからないとか、あるいは、そんなに危機感を、切羽詰まった危機感を感じておいでない方もおいでるかなということなどいろいろ想定されますが、ちょっと現状では、詳しい状況、その理由のほうの把握につきましては、今のところできておりません。

ですが、今年度戸別訪問のほうを、これから実施いたします。その戸別訪問の際に聞き取り、当然、一軒一軒の方のシートも作成するわけですが、そういった中で、その場、進んでおいででない方、この戸別訪問される方は診断とか設計をやっておいで、工事をされてない方をターゲットといいますか、回りたいので、その方へのご質問をさせていただいて、まとめていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。まあ申請して半数の方がいろいろな理由で改修に至っていないという状況を踏まえながら、先ほどの坂本議員もありましたように今年度は、個人負担の大きな要因でもある一つ、自己負担の軽減がなされたことによって、2022年度は随分と進んだのではないのかなということも期待をしているところでもあります。

今年度、事業を進めるにあたって、昨年度の質問の中で、国土強靱化事業と合わせて計画をしていくというふうな答弁もあったかと思えます。この国土強靱化事業とあわせて計画をして、実際にその耐震診断、設計、改修の補助金が、従来からどのように増額されたのかも改めて御説明をいただきたいというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい、お答えさせていただきます。国土強靱化地域計画、これ佐川町で計画を立てているものですが、その計画へ、計画を改定して、どれぐらい予算の拡充であるとか、その金額はどれぐらい増額があった、効果がどれぐらいあったか、という御質問だと思いますが、この国土強靱化地域計画、こちらは佐川町が策定をしております、平成30年3月に策定をしております。令和3年の3月には、一部改定しておりますが、その時の改定の内容、改定の主なものは、交付金事業、いわゆる木造住宅の耐震化の事業を財源としている国の交付金の事業があるんですが、そちらを国土強靱化地域計画の本文中へ、本文中へ明記した、追記したものになっております。

その佐川町で策定しております国土強靱化地域計画へそれを明文化することで、一体、国のほうからどれぐらい交付金の増額があったのか、配分がされたのかといったことにつきましては、その具体的な中身であるとか、配分の金額について国のほうからは示されておりませんので、こちらの点については、回答をいたしかねますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。国のほうも、そうした耐震化に関わっては、さまざまな動きがあると。それを佐川町として独自に取り込んで、木造耐震化事業を進めていくという観点で、今年は進み出したんだなというふうに捉えて質問をしてきてるんですけども、従来の耐震化事業の中に、耐震補修事業、先ほど坂本議員の質問にあります、回答にはありま

したように、いわゆる定住施策の一環として30万のつけられてると。それがそのまま、何というか、消えて別の国の予算として繰り入れて、今年度の耐震化の予算額が組めたというふうに捉えていいのかどうかちょっと教えていただきたい。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。その木造住宅の耐震化に係る診断であるとか設計であるとか、工事にかかる費用の一部を補助する財源の交付金、とですね、今年度から統合する形で廃止しておりますがリフォームの補助金、こちらのほうは違うものと、国のほうでいうメニューで違うものをとっておると思っております。

なお、詳細につきましては、またお調べをして回答して、させていただきたいですが、あくまでもその目的定住の目的であるリフォーム、そのリフォーム、定住の目的も達成させるために、町のほうでは、木造住宅の耐震の改修の工事、これを、こちらのほうをやられる方に条件とさしていただいて、申請を受けて交付をさせていただいておるものですので、ちょっと国のほうの交付金のほうは、違うと思いますが、なお、詳細はまた調べて、お答えさせていただきたいと思えます。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい、ちょっと入口のほうがちょっとわかりにくい、出口のほうで見ますと、実際に佐川町は増額した形で住民の皆さんに承知してしますので、改めまして診断、それから設計、改修について、今年度どんだけ増額されたのか、改めてもう1回いくらかからいくらかに変わったというふうな御説明をいただきたいというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。耐震改修工事費の補助金の金額を増額しております、92万5千円これ上限額なんです、92万5千円を130万円に増額をさせていただいております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。そういった増額をしたことによって、今年度、申し込み件数も増加をした背景の大きな要因になったのかなというふうに思います。

今年の7月でしたか3月でしたか、全戸配布のチラシも案内もいただいたところでもありますし、年度途中のさまざまな広報に挟み込まれる広告の中にもですね、事業者の方々から案内がいただくよ

うな、住民向けの呼びかけがあって増えてきたのではないかなと思うんですけども、いろいろ施策もやられて、今年、一気に増えた大きな要因とは何かというのを分析されていることがあれば説明いただけたらというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。橋元議員も言っていてあります、3月に町内、全世帯にチラシ、ダイレクトメールという形で広報のチラシを作成しまして、配布をさせていただきました。

これ実は、コロナの影響もありまして、一軒一軒の家を回る戸別訪問のほうが、ちょっと難しい状況もありましたので、その代替の取り組みとしてやらせてもらったものですが、ちょっとチラシの内容をPRの内容を言いますと、耐震工事の当然補助金の増額もありますし、あわせて耐震工事の実施された方、実施された方につきましては経験談をやってない方に結構お金自己負担いらずにいったようであるとか、そんなになぐれんずつできたよとかいったような情報提供を口コミで広めて欲しいといういった依頼であるとか、ちょっとそこにお住まいじゃないんだけど、お父さんお母さんがお住まいになってるところがまだ耐震化されてないとか、御家族での事業実施へ向けた御検討いただけませんかといったような依頼を合わせて、さしていただきました。

この結果、この結果ですが、4月、4月から受け付けさせていただくという御案内のもとで進めておりましたが、多くの方が窓口にもおいでしてくれまして、まずはその入口の耐震診断であります、こちらの診断の申し込みを多くの方にさせていただきました。

その件数でもこれはあらわれておりまして、耐震診断の件数は昨年度と比較して、28件。これ11月25日現在の、数字ですが、昨年度と比較して28件、率で言いますと56%、まず入口である診断の件数についても56%の増、それから設計では14件、27%の増になりますが、あと耐震の改修の工事のほうにつきましては10件、21%の増となっておりますので、この実績値から見ましてもダイレクトメールの効果が十分あったと、あったものと考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。今、今年度についても、来年の事業に向けてかなり申請が増えてきているという状況で、まさにこうした

周知していくことの効果がですね、浸透していったのかなというふうにも思います。

で、こうした、来年度に向けてこれから予算編成がされていくかと思うんですけども、締め切りが、今年度まで一応締め切りは1月末として一応申請を受けて、予算組まれていくと思うんですが、その当初予算が年度途中も増加した、先ほど坂本議員にもありましたけど、できるだけ申請を受けてそのまま事業が進めれるようにですね、十分な手立てが必要じゃないかなと思うんですけども、当初予算を組んで、年度途中に大幅に予算が増えていくことも当然、予測されるんですけどもそうした場合には、どういうふうな対応策があるのか、今検討されてることがあれば説明いただきたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。まず来年度5年度へ向けて当然診断であるとか設計工事の補助金の件数それに単価を乗じて予算要求の作業を、今しております。

で、実はその事業量、その見込みにつきましては、今までの実績であるとか来年度はこれぐらい行きたい、御案内のとおり、目標のパーセント、93%に対してまだまだ7年度末の期限を考えますと達成できてない状況もおりますので、できるだけ多くの方に工事まで行っていただきたいという思いも込めながら事業の要望の件数は積み上げておるところですが、言うように、どなたが設計を終えられる、来年は工事終えられるというところの把握はできておりません。できておりませんが、令和5年度、事業を執行していく中でその予算額について、たくさんの方が思う想定以上に、申請される場合で予算額はどれも足りないなというような状況は常に見極めながら、県のほうへも財源としての交付金増額の手続、そしてまた議会の皆様方に対しましては、増額補正の議案の方を上程させていただきながら、予算を有効に活用して、1件でも多くの方の工事をやっていただきたいと考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。先ほど今年度の現時点での増加分の数値の説明がいただきました。

で、改めて、再度ですね、トータルがどれだけなってるのか、現時点で構いません。診断、設計、それから、改修の申請件数ですね、どれだけ現在あるのか、ちょっと教えてください。

建設課長（藤本雅徳君）

はい、お答えさせていただきます。令和4年、今年、今、11月25日現在の件数実績の件数でございますが、耐震診断の件数が78件、それから耐震設計、設計のほうは65件、それから耐震工事のほうは57件となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

その数値に先ほど回答いただいた増加分を足せば、来年度、申請者として受け付けていく数にカウントされていくという捉え方でいいんですかね。ちょっと僕は今、もう1回確認させてください。

建設課長（藤本雅徳君）

回答いたします。令和5年度へ向けて当初予算の要求をさせていただいておりますが、今作業をさせており、しておるところですが、件数、すいません、議長、ちょっと休憩を。

副議長（森正彦君）

休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長（藤本雅徳君）

令和5年度の当初予算要求の件数です。耐震診断のほうは60件、耐震改修は60件を要求しております。

この件数につきましては、耐震診断のほうになりますが、こちらは令和元年から、元年度から4年の先ほどの11月25日までの実績の平均数、平均数を計上しております。

また耐震改修のほうですが、こちらは先ほどの耐震診断と同様に算出した平均の数の4割増し、これは先ほど伸び率をそのままスライドさせたものではないですが、4割増しの60件を要求しております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。この間、耐震事業が進められて、先ほど回答はいただきました。診断から改修まで、5割弱切るとぐらいいで、5割を、半分を超える方々が途中で断念をしてきてると。こ

の中で、こうした流れを一気に変えるきっかけにもなってきたんじゃないかなというふうにも思います。

今後の事業の進め方についてであります。なかなか国からの予算の分析が難しいという状況でしたので、その追及は少しやめます。で、出口についてですねさらに具体的な後期計画は、町民の皆さんにも提示されることが必要なのかなと思います。

第2期計画の中で、推進方針というような形で佐川町住宅耐震化促進、あ、緊急促進アクションプログラムという文言がありました。今までちょっとあんまり聞いたことなかっただけで、見落とししておりました。このアクションプログラムが描いている木造住宅改修の構想についてですね、概略で構いませんので御説明をお願いしたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えいたします。佐川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでございますが、こちらは令和元年から令和7年度の目標期間の佐川町耐震改修促進計画に定めております、耐震化率の目標達成、この目標の達成に向けて取り組む、具体的な実施計画を定めたものとなっております。

例えば、住宅所有者の方に対する直接的な啓発であるとか、耐震診断実施者の方に対しましての耐震化の促進、それからまた改修事業者の方の、改修される事業者の方の技術力の向上等に取り組んでいくこと、こういった取り組みをすることで、耐震化率の目標を達成、目標の達成を目指すものとしてのプログラムというものになっております。

この実効性をより高めていくためには、毎年度その進捗状況把握して評価しながら、そして、そこで改善点があればプログラムの内容を適宜見直しまして、関係団体の皆様とも連携し、住宅の1件でも多い耐震をしていただく、耐震化につなげていくことがプログラムの役割、構想であると考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。そうした計画に基づいて進行してくると思うんですけども、先ほどの坂本議員の回答にありました、令和7年度までに、年間400件を想定して事業を進めなければならないという課題もあります。なかなか、目標が大きすぎてですね到達しにくいのかなと。

そういう中で、1件でも多く耐震化が進むようにということで、

これまで諦めた方々に個別的にもう当たっていくということもありました。

それ以外にですね、まだ町として今年度から来年に向けて、また計画の中で、新たにこう進めていきたいという議論等、計画等がされていたら、検討されていたらぜひ説明いただきたいというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えいたします。先ほど坂本議員の御質問にも回答させていただきましたが、今戸別訪問の取り組みを、しかも、耐震診断とか設計をやられて、改修工事が進まれてない方に向けて戸別訪問をして、耐震改修工事をやっていただくような取り組みをメインに考えておりました、現時点では、特に目新しいこれを今度やってみようという、ことは今のところを考えてはおりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

実はこの第2期の計画を改めまして読みながら、差し迫るその南海トラフ大地震に備えていくためにもですね、住民の命を守る重要な事業として推進していくためにもですね、この事業に関わることについて、住民の皆さんだけでなく、私たち議員も含めて、執行部の皆さんと一緒にですね、何かこう取り組みの状況、耐震化を進めていく、町民の意識の高揚につながるような取り組みが検討されていくべきじゃないかなと改めて今思っているところであります。なかなか行政だけでは、受け入れない、受けとめることができない大きな課題でもあります。

ぜひこうした課題をとして受けとめてですね、執行部も含めて、この木造耐震化事業そのものを何かこうクローズアップして事業を進めていくような、ことを検討するっていうか協議する、議論するような場っていうのは、検討していただきたいなということを要望したんですけども、課長いかがでしょうか。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えさせていただきます。

この防災木造住宅の耐震化事業もそうですが、防災対策これ非常に重要なところの施策であると考えてます。私も、危機管理対策室のほうで、防災対策のほうも担当させていただいたことがあるんですが、今ちょっとコロナ禍の影響もあると思うんですが、防災まち

づくりサロンと題しまして、自主防災組織の代表の方々にお願いをしまして、住民の方に集まっていたいで、まずは、お一人お一人の皆様自分の命は自分で守ってくださいよということをキーワードに掲げながら、当然行政でもできる支援はしていかにゃいかんですし、そのサロンの中では、地震から身を守ることの大事さ、いわゆる木造住宅の方が地震の揺れでけがをしないように、誰一人けがしないようにということで、町のほうでもお手伝いさせていただくメニューの中に、木造住宅の耐震化のかかる費用を補助する制度がありますよというような御案内もさせていただいてきたことがかつてありまして、なおこの防災まちづくりサロンにつきましても、まだ町の重要な施策として、これからも続けていくものといくものものですので、建設課また総務課、その課ごとでどうのこうののではなくて、町全体で住民の大切な命を守っていくような取り組み、ここは話し合いをしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

毎月1回防災の日ってことで、各家庭でも話し合おうというのはしていただきながら、防災対策全体含めてですね、町としても進められているかと思えます。

ぜひ、そういったお互いが交流し合い、さまざまな新しい情勢を、あるいは国の予算をですね、私たちがどんなふうになれば組み込むことができるのかとか、執行部が苦勞されてることなんかも住民にわかるような場も必要なのかなという思いもして、この質問を組みました。

木造耐震化の事業については以上で終わらせていただきたいと思えます。

2つ目の質問に入ります。

長期化してるコロナ感染対策への対応、また、町民の皆さんへの経済支援など、職員の皆さんが多忙な日々が続いていることと思えます。

私も今、5回目の接種の案内を待っているところでありますが、接種日の通知文書をなくしたのではないかと思います。先日、窓口のほうに連絡をいたしましたら、ちょうど今、文書を発送する準備を進めているところだと。また、その電話で接種日も教えていただくなどし、対応していただきまして、安堵しているところであります。

役場で働く皆さん、また子供たちを、向き合う、子供たちと向き合っている仕事をされている保育や学校現場で働く皆さん、介護施設や医療現場で働く皆さん、町民の命と暮らしを守ってくださっていることに、心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。そして、皆さんご自身の体も、ぜひご自愛されてですね、仕事に邁進していただきたいということを申し上げまして、このコロナの質問に入っていきたいと思います。

県内のコロナ感染者数が11月末ごろから500人台を超えて増加傾向にあり、第8波の襲来が予測もされているところであります。感染対策のレベルがオレンジの警戒段階になっております。その判断指標の一つには、直近7日間の70歳以上の新規感染者数が211人、210人以上と設定されているところであります。

現在のコロナ感染の特徴は、若い世代の感染拡大であります。この状況の中で、ワクチン接種の対応もさらに検討が進められて行われてきているんじゃないかなというふうにも捉えております。

そこで、まずワクチン接種の状況についてであります。3回目のワクチン接種の状況と、それから接種後に急変した件数の有無等、把握されていることがあれば説明を求めていきたいと思っております。

若い世代に広がっておりますので、少し細かい区分にはなるかと思いますが、12歳から18歳、20歳から30歳代、から40歳から64歳以下、65歳以上の世代ごとに、19歳をどこに入れるかわかりませんが、接種状況の説明を求めたいと思っております。19歳をどこに入れてるか、あわせて説明いただければありがたいと思っております。

副町長（田村正和君）

それでは私のほうから、接種状況について御説明を申し上げます。

3回目の接種率というお尋ねですので、11月29日現在でございます。

まず12歳から19歳、これが57.1%。それから20歳から30代が63.5%。それから40歳から64歳まで、これが78%。65歳以上の方が88.8%となっております。

町内の3回目の接種に関しまして接種後に、急変をしたというような健康被害を訴えてる方のケースは確認をしております。以上です。

5番（橋元陽一君）

そしたら同じようにですね4回目のワクチン接種状況について、

接種後の急変の件数とあわせて、先ほどの3回目の世代ごとの接種状況に合わせて説明をいただきたいというふうに思います。

副町長（田村正和君）

そしたら私のほうからお答えをさせていただきます。4回目の接種率でございます。これも11月29日現在の数値を申し上げます。

12歳から19歳、この方が21.7%。それから20歳から30代の方、これが24.0%。40歳から64歳の方の接種率は50.9%。65歳以上の方が82.6%となっております。

この4回目の接種に関しまして接種後に、急変をしたというような健康被害を訴えてる方のケースは確認していないということです。以上です。

5番（橋元陽一君）

3回目、4回目のワクチン接種の状況を確認、御説明いただいておりますね、若い世代への接種率、接種をどうするかっていうのが、課題がですね、はっきりしてきてるんじゃないかなっていうふうにも思います。

何かこう、若い世代で接種率が低い状況に対して、担当課として、あるいは町として何か検討されてることがあれば、御説明いただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。これ全国的に今というか高知県全体としてですね、若い方にも皆さん、ワクチンを打てる方には協力をお願いしますというような広報もしておりますので、そういった対応をしております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

その通知の方法というのは、何か町として何か独自に工夫してるとか、何かあれば、どういうふうに若い世代に通知してるか。

副議長（森正彦君）

休憩します。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時6分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。接種をされる方というか対象者の方、ワクチンを打てる方には、皆さんに個別に文書で通知をしております、それで接種の勧奨をしているというのが実情です。以上です。

5 番（橋元陽一君）

3 回目、4 回目含めて、12 歳から対象者の方に個別に文書で通知をして、重ねてきているということでもあります。

それでもこうやって若い世代の接種率が非常に低いという状況がなかなかこう改善されてないということとして捉えて、捉えたいと思うんですけども、今、5 回目のワクチン接種も進められているところでもあります。

この5 回目のワクチン接種の進捗状況、接種の対象者と人数で現在の接種の終了状況について説明をいただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。5 回目の接種状況でございます。これも11月29日現在です。5 回目の接種ができる方につきましては60 歳以上の方それから、18 歳以上の基礎疾患がある方などございまして、かつ、4 回目の接種を従来株対応のワクチンで接種をしていて、接種後3 カ月以上経過をした方となっております。

で、5 回目を実際に接種をされた方の数ですけども、483 名となっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

5 回目については、今始まっている段階だというふうに捉えていいのかなと思います。

ぜひ先ほどから3 回目、4 回目で若い世代への接種率が低いということを踏まえてですね、1 回だけの通知ではなくて何かもう1 回こう工夫して個別に発信するようなこともぜひ検討していただければなというふうに思いますけども、要望として伝えておきたいと思います。

実際にはまだ12 歳から10、12 歳以上についてはわかったんですけども、5 歳から11 歳までの子供たちの接種状況について、現在どういう状況にあるかっていうのを、人数がどれぐらいいて、どういう接種状況かということ、ぜひ教えていただきたい。

また、子供がこの世代の中で、接種後に何か問題が起きていないかどうか把握されていることがあれば、説明もあわせてお願いした

いと思います。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。5歳から11歳までの子供さんの接種状況、これも11月29日現在です。

現在、3回目までの接種が終了を、承認をされておりますけども、この人数はですねちょっと今、把握がされておられませんので、後程担当課のほうよりお知らせをさせていただきます。

1回目の接種が終わった方32.3%です。それから2回目が終わってる方が31.0%。から3回目が終わってる方が接種率10.5%となっております。

あと接種後の対応についてもちょっと今確認をしておりませんが、合わせて、後で確認させていただきますので、すいませんがよろしくお願ひします。

5番（橋元陽一君）

ウイルスも変異を遂げながら、ワクチンが、対応がですね後手後手に当然そうなると思うんですけども、死亡率も高齢者の方等には、なかなか死亡率が改善される状況でもありません。

そうした中で、若い世代のワクチン接種というのが、当然、なんてんだらう、推進をしていく手立てをですねこうじていかなければならない状況にあるというふうに判断をするところであります。

こうした中で、今回の行政報告の中で、町長の中にありましたように、10月から生後6カ月から4歳までの子供の3回目までの接種が認可されていると。すでに町内でも実施をしているという報告がありました。この生後6カ月から4歳までの接種状況についても、どういう状況か御説明いただきたいと思います。

副議長（森正彦君）

休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時13分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。若い生後6カ月から4歳まで

の方ですけども、詳細な数字はちょっとわかりませんが260名ぐらいの方に接種の手紙を出させていただいて、11月29日現在で7名の方が接種をされているということです。

接種はすべてくぼたクリニックのほうで接種をされているというような状況です。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。このワクチン接種については、ウイルス感染についてはもうワクチンの対応が一番効果的だということでの処置が全国的にも、世界的にも行われてきてるんですけども、こうした若い世代がですね、ワクチン、コロナによって障害が起きたり、あるいは死亡とか最悪の場合そういうケースが起こらないようにですね、早め早めの手立てが必要なのかなというふうには思います。ぜひ、引き続き、全世代型に向けてのコロナワクチン接種と同時にですね、この若い世代に認可された段階であれば、接種が拡大するように手だてをしていただきたいなというふうに思います。

こうした状況の中で、国がですね、オミクロン株の感染拡大の中で、これまでの調査方法を変更をしました。ちょっと質問通告には、全数調査というたんすけど、全数把握という言葉で表現されておりますので、そこは訂正させてください。この全数把握の、にへの変更に伴ってですね、担当課としてもこれまでの対応に変化が出てきているのか、担当課、あるいは保健所、医療現場等でどんなふうな対応の変化が出てきているのか、御説明いただけたらと思います。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。全数把握のことについてのお尋ねです。まずですね、感染症対策本部から来ていることなども含めて説明の上、回答させていただきます。

令和4年の9月8日付で新型コロナウイルス感染症対策本部より、ウィズコロナに向けた政策の考え方が決定をされております。

オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等の重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく、医師の届け出、これ発生届と言われるそうですけども、の対象を65歳以上の方、それから入院を要する方など、4類型に限定をするとされております。

これに伴いまして高知県のほうでは症状の軽い方などを自宅で速やかな療養開始を希望される方は入手をされました抗原検査キットによってセルフチェックを行い、陽性の場合は医療機関を受診する

ことなく、高知県の陽性者フォローアップセンターに連絡、登録をして自宅で療養いただくと。で、体調が変化した時などに同センターにより医療機関を紹介するということになっております。

高齢者などを基礎疾患のある方、それから子供さんとか妊婦の方などこの4類型に該当する方で受診を希望する方は、検査協力医療機関の受診をしていただくと。という考え方になって令和4年9月26日から、発熱等による受診の流れが見直しをされております。

そこで、各機関の対応でございますけども、まず医療機関におきましては、陽性と診断された方のうち、高齢者それから基礎疾患のある方、その他一定の基準により重症化リスクがあると医師が判断をされた方、それから、妊婦の方などその4類型に当てはまる方のみ、その発生届を保健所に提出、送付するということになっております。その他の方は患者ご自身でフォローアップセンターに登録をするということを周知をするようになっております。発生届を出せない、陽性者を含めて陽性者の総数は県へ報告するということになっております。

次ですね、保健所を保健所の対応ですけども、医療機関から提出をされます発生届け出の対象者についてのみ、これまでどおり陽性者の健康観察などを行います。発生届の対象者でない方は健康観察などは県のフォローアップセンターの医師、それから保健師等が対応するようになってございます。

最後、町の健康福祉課につきましては、特に対応の変化はございませんけども、発生届対象外の方で、居住地情報がなくなっておりますので、町内の陽性者数などについては、保健所からの情報提供が終了していると。町内の陽性者の数の把握は終了しているということの対応の変化があっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

全数把握の変更によってですね、感染者の把握は住民にとってみたらなかなか見えにくくなってきてる状況にあるのかなというふうに思います。

毎日感染者の報道がされています。その報道の数が、これまでとちょっと違う捉え方をしていかなきゃいけないのか、従来の捉え方でいいのか、担当課ではどんなふうに判断されるかちょっと説明いただきたいと思います。

副町長（田村正和君）

はい、お答えをさせていただきます。全数把握については継続をしております。陽性者の数につきましては、インフルエンザのような定点の把握ではなくて、現在においても、引き続き、県内すべての医療機関から報告されておりました、その数値と陽性者フォローアップセンターで登録をされている数値を合計して、全数把握を継続をしておりますので、特にただ、市町村別の詳しい数字は今、発表されていないというところだけだと思います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。わかりました。そしたらですね、国がこうやって、感染対策を調査をですね、手立てを変えながら、もう一方で感染法上の2類から5類に変更することなんかも検討しているということも報道があるところであります。

この全数把握とあわせて、定点把握も何か行われているようにもお聞きしたんですけども、県内34市町村でどっかで行われてるのかどうか、把握されておれば説明いただきたいというふうに思います。

副町長（田村正和君）

先ほど少し御説明をさせていただきますけど、したんですけど、言われている定点把握ではなくて、県内全域の全数把握はしているというところでございますけども、以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら回答にもありましたけども、まだ5類の対応ではなくって、まだ2類の対応で全数把握をしているという捉え方で、現在進行しているということでもいいわけですね。了解いたしました。

はい。そしたら第8波、年内から年末年始にかけてですね、第8波の襲来も想定して、されてる中で、住民の皆さん、私、誰がなくても、感染してもおかしくない状況の中にあります。住民の皆さんが感染した場合、あるいは感染の疑いがあるんじゃないかというようなことも、気軽にですね町民の皆さんが相談できるような窓口、何かこう、これまでまた違う方、従来もあったと思うんですけど、また国の対応の変化もある中で、窓口の対応のあり方について改めても検討されてることがあるかないか御説明いただけたらと思いますけど。

副議長（森正彦君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 22 分

再開 午後 2 時 23 分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。基本的には、県から来ております対応方針、4 類型に分類をして、4 類型に該当される方は医療機関から。それからそれ以外の方はフォローアップセンターに登録という流れのとおりで行っておりますけども、健康福祉課のほうにも問い合わせは増えてきているそうです。で、問い合わせが来たものについては、できる限りの対応をしているという状況でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

私も不安で電話をしてですね、窓口の対応がすごく丁寧で、安堵しましたので、ぜひああいう対応をですね、引き続きお願いしたいというふうに思ってこの質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

3 つ目の質問でございます。新産廃施設の本体工事の受注業者が決定したということで、10 月末から 11 月中旬にかけて地元説明会が加茂地区の他に、町内 4 カ所で開催もされ、議会に対しては 10 月 31 日に説明を受けたところであります。

加茂地区では、降下ばいじんについて、なぜ自分たちが吸わないといけないのかといった率直な住民の皆さんの声も出たこともありました。

現在、長竹地区の降下ばいじんについては、1 から 2 トン、1 平方キロ、1 平方キロメートル当たり。説明会では 1 日にと言われたんですけど、僕これ月じゃ、1 カ月ということじゃないかと思うんですけども、またそれはまた後で確認させてください。

で、そういう降下ばいじんについての住民の意見に対してですね、法的な基準はないけれども、10 トンまでは、安全基準だと、1 平米当たりになると 10、10 グラムぐらいだというふうな説明があったりとかですね、埃は施設から出さないようにするとか、年 2 回のモニタリングを行うとか、20 トンを超えると、中度の健康被害が出るなどの回答がされておるのに、私自身、少し怒りっていますかね、

住民のそういう声に対してですね、きちんとかたえる姿勢がないんじゃないかなというふうに思ったことでもありました。

また議会への説明につきましても、本体工事費は基本設計から実施設計で約 14 億円削減したことにつきまして、議会説明会の時に質問しますと、コンサルが耐用年数を 40 年と過度の見積もりをしたのを 30 年に見直して、建設部材や塗料の予算を削ったというような回答もいただけてきました。2020 年 6 月の説明会の資料では、施設本体工事費は約 58.7 億円。その説明としてですね、今後、設計等を進める過程で精査して、見直していくという説明がありました。

翌年 2021 年の 4 月の説明会資料では、基本設計に基づいて算定した施設本体工事費は約 93.5 億円になったという説明がありました。その積算した年の 11 月の第 4 回の施設整備専門委員会で、実施設計では、施設本体工事費用約 14.3 億円減額したことが、次に説明をされていきます。

こうした中で、安心安全の施設をつくるという、その根拠がですね、全然提示されていないんじゃないかと私自身も疑問を持ったので、まだ十分に理解もできてないところであります。

町長と知事が施設を受け入れにあたって交わされた確認書の中にですね、こういう文言があります。甲は県ですけども、乙が佐川になると思います。「甲及び乙は協力して、佐川町加茂地区で子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持、向上させるよう全力を挙げるものとする」と。そして、次の項、3 番目で、県、「甲は施設の整備及び運営にあたり、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、最新の技術の導入等により、地域住民の生命、身体、財産、及び生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策をこうじるとともに」という。そして、「施設廃止後も将来にわたり最終的な責任を負う」というような、ことを確認をしてですね、工事は進んできているのかと私は捉えてきているために、こうした県の説明に対して、怒りを覚えるものであります。

こうした中でですね、住民の皆さん、特に加茂地区の皆さん、毎日生活するこの住民の皆さんに伝えていく説明をですね、ぜひ、町行政の大事な、住民の命を守る行政の責務としてですね、課題としても受けとめていただきたいなというふうに思ってこの質問に入っていきたいと思います。

今回の加茂地区、2 日間、そして、他の 4 地区での地元説明会の

参加者、それぞれ何人だったのか、また、住民への説明会の開催の周知をどのようにされたのか、説明をしていただきたいと思います。
町民課長（山本壽史君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。橋元議員もおっしゃいましたように、10月28日、29日、加茂地区におきまして、また、11月7日から14日にかけて、加茂地区以外の町内4地区におきまして、新処分場の建設に関する住民説明会を開催いたしました。

説明会では、新処分場の施設の概要、工事スケジュールや交通安全対策及び環境保全対策などの具体的な施工計画について、公益財団法人エコサイクル高知と高知県から説明がありました。

御質問にありました参加者につきましては、加茂地区が2回合計で27名、佐川地区5名、尾川地区5名、そして斗賀野地区7名となっております。なお、黒岩地区は参加者がなく、中止となりました。

また、住民への周知につきましては、加茂地区の住民の皆様には説明会開催の御案内の文書を全戸に送付いたしました。また、加茂地区以外の皆様には、広報、町広報配布時に合わせて、町内全戸に配布しております、県エコサイクル高知からのお知らせ9月号におきまして、説明会の開催日時等について周知を行うとともに、黒岩、尾川、斗賀野地区、斗賀野の各地区にあります集落活動センターにもお知らせを掲示させていただき、周知を図りました。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。周知の方法が余りにも手を抜きすぎではないかというふうにも思います。先ほど確認書にも述べましたように、こうした施設を作るにあたってはですね、やっぱこう住民に対しての本当に丁寧な連絡手立てが必要じゃないかなと思うんですけども、今回の説明会は参加者に見られるようにですね、住民にはほとんど知られていない、あるいは住民の皆さんが自分事のこととして捉えることができるような情報発信ではなかったのではないかなというふうにも思わざるを得ません。

こうした中で、私は加茂地区と最終日の斗賀野あおぞらの説明会に参加をしてわかったことがあります。

それは加茂地区と議会に対しましては、先ほどちょっと説明ありましたけれども、3つの資料で説明会がなされておりました。しかし、あおぞらに行きますと、説明が資料1と資料2だけで長竹地区

の改修については資料の説明が、資料もなく説明もありませんでした。

こうした資料配布の違ったことに対しまして、担当課、町としてはどんなふうに捉えておいでなのか説明いただきたいと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。今回の住民説明会は、先ほども申し上げましたが、新処分場の整備工事の本体的な工事が、工事着手に先駆けまして、施設の概要、工事スケジュール、交通安全対策及び環境保全対策などの具体的な施工計画について、佐川町の住民の皆様説明する場と捉えております。

新処分場の整備に伴います周辺安全対策であります、長竹川の増水対策に関しましては、河川改修計画の方針等について工事等によって最も影響を受けると考えられる加茂地区の住民の皆様を対象に説明したものでございます。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

町の姿勢はわかりました。後でまた触れますけども、この長竹川の改修工事と本体工事に向けてですね、説明会が行われて、参加者は非常に少なかったんですけども、各地区で出された意見で特徴的なことがあれば、把握してることについて説明をいただきたいというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。建設予定地の加茂地区におきましては、「施設完成後、粉じんが外部に飛散しないのか」「騒音振動のモニタリング場所を増やすことはできないのか」「万が一、浸出水が漏れた場合、どのように確認し対応するのか」といった環境保全対策についての御質問や御意見に加えまして、来年には道の駅がオープンし、人や車の往来が増加するので、工事中の交通安全対策についてしっかり実施してほしいという御意見がございました。

また、工事の開始後、工事車両の交通量が増加する佐川地区におきましては、スポーツパークさかわ前交差点から進入する車両は、1日に何台あるのか。また、「スポーツパークさかわ前交差点での大型工事用車両の左折を禁止して欲しい」また、「工事用車両の待機所について、他に候補地は考えられないのか」などといった、主に交通安全対策に関する御質問や御意見がございました。

その他の地域におきましては、防災調整池の規模や施設の安全性

に関する質問がございました。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そうした説明に対しての質問が出されてきたんだというふうに思っております。

私自身は、この加茂地区の長竹川の改修についてはですね、随分前からいろいろ疑問持ってるところもあって、県やエコサイクルはどういう説明してくのかなというのを関心を持ちながら、本体工事とあわせて今回説明がありましたので、改めて、この住民の皆さんが洪水が起こるたびに抱いていらっしゃるこの長竹川の河川改修について、不安解消していく事業だと捉えていくことが必要ではないかなというふうに思って、河川改修の最初に提起された施策としてですね、長竹川の増水対策として、当面の対応としては川床のしゅんせつ。そして抜本的な河川改修と提示をして、改修の地域振興策が展開されてきたんじゃないかなというふうに思っています。

一方で、本体工事についてはですね、調整池の説明の中で、100年に1度の降雨を調整することができる施設だというふうに説明をしました。この100年に1度の降雨を想定して調整池が本体施設の横につくられる調整池は対応しても、下流の日下川の改修工事とどんな関係があるのか、長竹川とどういう、改修とどんな関係があるのか、関連させての説明ってのがありません。町民の安心安全を守る、町の立場としてもですね、こうした問題点については、県のほうに、あるいはエコサイクルのほうにもですね、指摘をして、もっとわかりやすい説明をしていくべきじゃないかなというふうに思うんですけども、町として捉えられていることを御説明いただきたいと思えます。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。橋元議員がおっしゃるように、まだまだ不安を抱えている住民の方が多くいるのが事実でございます。

町としましては、これまでの説明会等で、住民の皆様は、皆様が、の不安が完全に払拭できたとは考えておりません。

今後も、エコサイクル高知や高知県に対しまして、住民目線に立ってわかりやすく説明を行い、住民の皆様の不安を払拭していただけるよう、強く、要望してまいります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひそういうフォローをお願いしたいというふうに思いま

す。あわせてですね、加茂地区の地域振興策に関わってですね、さらに御質問していきたいというふうに思います。

こうした振興策と同時に佐川町国土強靱化地域計画も立てられており、地震等については先ほど説明いただきました。この国土強靱化地域計画の中に盛り込まれた2015年の水防法の一部改正に伴って、仁淀川水系に関わって想定最大規模の降雨に対し、降雨を対象にしてですね、洪水浸水想定区域ってというのが、加茂地区に指定されていることが掲載されております。この、平成2015年の水防法の改正に伴う、仁淀川水系の想定最大規模の降雨で、加茂地区はどれぐらいの浸水があるのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

そしてそのことは、その規模ってというのは、本体工事で先ほど想定した、100年に1度の降雨なのか、どうなのかですね、関連があるのかなのか、あわせて説明いただきたいというふうに思います。

総務課長（片岡和子君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。高知河川国道河川事務所が、令和2年に公表いたしました想定最大規模の洪水浸水想定区域図の前提となる降雨につきましては、仁淀川流域で48時間の総雨量が904ミリでありまして、これは1年間に発生する確率がおおむね千分の1、千年に1回程度を上回るものと伺っております。そして、この降雨によりまして、浸水想定区域につきましては、日下川、長竹川流域を中心に、加茂地区の広範囲におよんでおりまして、浸水の深さは深いところで5メートルから10メートルとなることが予想されております。

本体工事のほうで想定しております100年に1度の降雨なのかとの御質問でございましたが、この想定最大規模の洪水浸水想定区域、こちらを勘案することにおきましては、この100年に1度の降雨とは異なるものであると理解をしております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。指定された、洪水の想定されている、千年に1回と、それから本体工事のほうは100年に1回と、想定する場面が基準が違っているのかなってのはこれもわかるんですけども、こうした区域に対してですね地域振興策が進んでいくんですけども、新産廃とあわせてこの振興費がこう決められて最大10年間で15億円というのが、設定をされております。

私はこの予算ではですねこうした地域が住民の皆さんが将来にわたって安心して、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持、向上させる施策等にはならないんじゃないかというふうにも思っているところがございます。

こうした地域振興策 10 億円が不足する場合は、必要な予算は、県のほうに対しても要請していくという答弁も、以前いただいておりますけども、こうした事態についてですね、想定され、一方でこうしたことを想定しながら、全くそれと違う対策をして、限られた予算の中でやらなければならない。こういう立場に立ってる町としては、どんなふうに見解を持っているのか、御説明いただきたいというふうに思います。

町民課（山本壽史君）

お答えさせていただきます。橋元議員も先ほどおっしゃられましたが、令和元年 7 月 2 日に、高知県と佐川町の間で締結しました確認書の中では、「高知県と佐川町が協力して、佐川町加茂地区の子供や若者たちが将来にわたって安心して、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持向上させるよう、全力を挙げるものとする」と明記しております。本町では、この確認書に明記してあります加茂地区で子供や若者たちが将来にわたって安心して、誇りを持って暮らしていける環境の維持向上を実現するために、令和 2 年度より加茂地区から要望のあった急傾事業や町道の拡張などの地域振興に寄与する事業、地域振興策です。とともに、長竹川の増水対策や、国道 33 号の交通安全対策等、地域住民の不安を、地域住民の不安解消のための取り組みを高知県とともに実施しております。

橋元議員から「15 億円でこのようなことが実現できるのかよ」というようなご質問いただきました。町としましては、この地域住民の不安解消のための取り組み、そして 15 億円の地域振興策を実施することによりまして、加茂地区で子供たちや若者たちが将来にわたって安心して、誇りを持って暮らし続けられる環境の、環境の維持向上が 100% 実現するとは思っておりません。しかしながら、この事業をすることによって、実現、大きく実現に近づけるのではないかと考えております。

今後は、加茂地区の皆様のお力もお借りをし、加茂地区と町が一緒になって、将来にわたって安心して、誇りを持って暮らして暮らし続けられる環境、地域の実現に向けて取り組んでまいりますので、

よろしく願いいたします。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。町としての姿勢をぜひ持ち続けてですね、加茂地区の地域振興に向けてですね全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

こうした地域振興策の一方で、仁淀川水系の想定最大規模の降雨を踏まえながら、現在、高知松山自動車道のバイパス工事が3経路で提起もされ、ワークショップも行われているところであります。こうした、国のやり方といいますか、こうした地域にこうしたバイパスをつくる段階でですね、先ほど言ったようなことも想定をして進行してると思うんですけども、このバイパス工事の定義の仕方について、町として把握されてることについて説明を求めたいというふうに思います。

建設課長（藤本雅徳君）

はい。お答えします。少し高知松山自動車道、いの越知間の事業のことを、先にお話させていただきたいですが、この事業は現在、国土交通省四国地方整備局、土佐国道事務所のほうにおきまして、国道33号でありますいの町の高知西バイパスから西側の日高村、佐川町を經由しまして、越知町までの区間について、この事業化、事業化に向けた取り組みを進めていただいております。

いわゆるまだ事業着手をしておらない段階の取り組みなんですけど、この地域事業を採択を得るための手続きであります計画段階評価ということが実施されておきまして、現時点では解決すべき課題の把握であったり原因の分析、それから政策目標の明確化、複数案の比較評価といったプロセスを経まして、ルート帯案、ルートの帯の案ですがルート帯案、これが3案示されております。

このルート帯案といいますのもルートの幅が、3案とも幅1キロメートルぐらいの幅で示されておるものでして、今後ですね、また詳細な事業採択へ向けての国土交通省からの佐川町へも情報提供といいますよりも用地のこととか関わりがありますので、そういう、これをやってくれたとかいうふうな協力をせないかんところが、出てくると思いますので詳細がわかってくるものです。要は、言いたいのはまだまだルート帯案が示されておるものです。

ただですねこのルート帯案の中でも、2月、この2月には佐川の住民の皆様にも、先ほどの計画段階評価の取り組みの一環としまし

て、ワークショップという形で意見交換、いわゆるルート帯案の3案を説明をしていただき、今後こういう進め方で事業採択に向けて進めていきますよという意見交換会を国土交通省のほうにおいて開催していただいておりますが、その中でも、浸水、ごめんなさい。洪水浸水想定区域っていうのが、図面にも図示されております。いわゆるこれは道路整備をされる土佐国道事務所のほうにおいても、洪水浸水想定区域については把握されておるものと解釈しております。

ただし、言いましたようにまだルート帯案が3案示された状態ですので、浸水想定区域、「このエリアがどれぐらい浸水する。じゃあその部分は橋梁で計画するだとか、あるいは、そこを浸水しないがための逆に、道路のほうでできる河川整備をどこまでするんだとか、そういったことをについては、まだまだ当然検討がされてないものと思っております、建設課のほうとしても、想定される最大規模の浸水を考えて、ルート帯案を作ったものかどうかといったことについては把握をしておりません。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。今、現段階ではなかなか判断が難しい、対応がですね難しいということでもあります。

私はどうしてこういうことを取り上げていくかと言いますと、先ほど言いました長竹川の問題もですね、加茂地区だけの問題ではなくて、あるいは下流域だけの問題じゃなくって佐川町全体の問題として、対応していくことが必要ではないかということをおもってですね、関連させて質問させていただいてるところであります。

日下川流域の治水対策として、今、3本目の放水トンネル工事が進められても、間もなく完了していく段階に来てるのかなというふうにもおもっています。

佐川町では、柳瀬川の増水で、毎年の浸水しています。黒岩地区の治水対策として、以前でありますけども、柳瀬川が仁淀川に合流する女川のあたりからですね、もっと川の下流域のほうに向かって、放水トンネルを抜く計画が検討されたということも聞いているところでもあります。

こうした佐川地区においてですね、黒岩や加茂地区、両方が住民にとっては、なかなか大きな、将来にわたってですね課題を抱えていく地域でもあります。こうした黒岩地区とともに加茂地区の治水対策は佐川町のまちづくりの重要な課題の一つだと。そうした観点

から、長竹川の治水対策の課題についてもですね、きちんと住民全体で捉えられるような、投げかけをしていただきたいという思いを持って、これまでもずっと質問しているところであります。

本体工事についても、安心安全と言いながら、何が安心安全なのか、説明がされておられません。ぜひこうした、疑問を持っているのは私だけではないと思います。ぜひこうした施設、大きな施設を作る段、当たってですね、あるいはこれから長年にわたって存在する施設であります。こうした合わせてさまざまな課題が重なっての事業になってますので、この産廃施設の問題については、きちんと町としてもですね受けとめていただいて、必要であれば県やエコサイクルにも意見を強く述べていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わっていきたいと思います。

最後の質問になります。町内で、建設が進んでおります道の駅、それから基本設計を終えて、次にその事業進み出した新文化拠点の形成をめぐる問題について質問させていただきたいというふうに思います。

道の駅が、木のおもちゃ美術館の建設とあわせて工事が進んできてる、おります。隣接される広場の構想も具体的に検討されてきているかと思っているところであります。道の駅の山側っていうか南側になるんですか、位置するんでしょうか、に設置する広場は、この牧野公園との関わりと合わせてですね、どのような構想が描かれているのか、概要の説明を求めたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。道の駅南側の広場につきましては、子供が自由に走り回ったり、御家族でお弁当を食べたりすることができる芝生広場とする予定となっております。あわせて、芝生広場の雨水を利用したビオトープも整備する計画となっておりますので、自然を体感できる広場になるのではないかと考えております。

本町のまちまるごと植物園の取り組みの核となっております牧野公園では、地域内外の皆様が主体となって、公園の管理を行っております。

道の駅の芝生広場、芝生広場が芝生を敷いたところの周辺に遊歩道が、のようなものができますので、その周囲につきましても定期的なワークショップを開催するなどして、植栽や管理などに多くの

皆様に関わっていただき、整備を進めたいと考えております。

また、道の駅を訪れたお客様に対しましては、牧野公園に誘客できるようなきっかけとなるような仕掛けもあわせて考えていきたいと思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ訪れた方々含めて、あるいは町民の皆さん含めてですね、この道の駅に作られる広場で交流が広がり、そして自然体験ができるということを重視されていますので、ぜひ子供たちがこの自然の中で遊ぶ空間になるようにですね、御尽力もいただきたいというふうに思います。

こうした公園をつくるにあたってですね、広場をつくるにあたって、牧野公園や牧野植物園ですかね、県のほうとリンクした構想もちょっとお話をいただいたところでもありますけども、こうしたことを進めていくためにも、植物の専門家といいますか、の方々の御協力も当然求められているかと思うんですけども現段階でどんな協力をいただいているか、御説明いただけたらと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。現段階ですとですね、具体的な関わりというところの打診とかできてるわけではございません。

今後ですね、まだ芝生広場の工事着工できてないような状況ですので工事が進んでいく中で、ワークショップを実施したいと考えてます。そのなか、実施するにあたっては、牧野博士、牧野博士の公園にゆかりのある専門家の方にもぜひ関わっていただいて、アドバイスをいただき、専門的な見地から監修していただきたいと思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ専門家の御協力もいただいて、本当にすてきな広場になるように進めていただきたいというふうに思います。

この道の駅を霧生関に建設することが決定されたとき、私も提案した件でありますけども、国道を挟んで、道の駅の全体の、霧生関全体のエリアがですね、杉とヒノキの針葉樹に囲まれています。非常に寂しい環境かなと私も思いながら、少し椎木も見られますけども、牧野富太郎を育んだ佐川町の自然をアピールしていく上でもですね、30年後 50年後の霧生関の景観が、広葉樹に覆われて、四季の変化を感じるエリアとなるような、そうした構造を持って、しかも

その30年50年の間に、植生が変わっていく様子を、子供たちも学ぶエリアとなるようなですね、行政のでこ入れ、全面的なでこ入れが必要じゃないかなと。山林の地権者との関わりもあって難しい課題もあると思うんですけども、せっかく作るのであれば、こうした長年の時間の流れを描きながら、この霧生関の景観がですね、大きく変わるように、やっぱりここに来てよかったと、まだ連れてこようとかいうような声が広がるような空間にぜひしていただきたいなということ、強く要望したんですけども、現段階で、ぜひ考えてらっしゃることあればまた、御説明いただきたいと思うんですけど。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。議員も、橋元議員もご存知のように、道の駅の周辺の山林につきましては、民有林となっておりますので、佐川町が主体となって整備を進めるということは現段階ではなかなか難しいというところで思っておりますし、予定は現在のところございません。

しかしながら、道の駅の基本構想を作成した時や、基本設計を作成した時に、住民参加のワークショップを開催しました。その中でも、道の駅の南側の民有林については、自伐型林業のモデル林になるようなことはできないかといったような御意見もいただいております。将来的には、所有者の承諾を得た上で、作業道の敷設や間伐を実施していき、佐川町が目指す将来価値のある山づくりを目指した整備をすることが可能ではないかと考えております。

適切な森林整備を行うことで、年月がたてば、植林の下に広葉樹林や草花なども生えてきて多様な植物が見られるようになるかと考えておりますので、佐川町が目指す先代の方が大切にしたい山を大切にすること、引き継ぎ引き継ぎながらの広葉樹等も楽しめる、草花、植物も楽しめる空間ができていけばいいのではないかと、いうふうには現段階では思っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。担当課としても、そうした事を書いて事業を進められてるということを確認させていただきました。ぜひ、先ほども、繰り返しますが、県内外から佐川町を訪れて、霧生関を通過して佐川に入ってくる、この中で佐川町の個性豊かな空間をですね、満喫して帰っていただいて、また次これらきっかけになるようなエリアにして、ぜひしていただきたいなというふうに思います。

2つ目の、建設についてですが、新文化拠点の実施設計ができて、計画の概要の説明を受けたところであります。図書館が3つの概念を備えた新文化拠点として建設されます。長年の町民の願いがようやく目の前に見れるような段階に入ってきました。こうした説明の中で、少し聞きなれない言葉もいくつかありました。

3つの概念の大まかな内容、それから、この3つの概念の相互の関係っていいですか、に関わりについて、概略で構いませんので、説明をいただきたいというふうに思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい。では、橋元議員の御質問にお答えをいたします。現在、6月末で完了しました基本設計に基づきまして、実施設計を進めているところでございます。それでその中で新文化拠点が、学び合いの広場となるように、3つの概念、今、橋元議員がおっしゃってくれました3つの概念を盛り込んでおります。

この3つの概念とは、1つ目は、場、場所の場ですね。場として、情報へのタッチポイントを配置する。2つ目は人、人として、情報への導き手を置く。3つ目は、術、技術の術ですけれども術として、情報のコンテナを作り活用すると。

このような形でいわゆる本とか蔵書を含めた情報を有効に活用するための概念というふうになっております。

もう少し噛み砕いて説明を差し上げますけれども、一つ目の情報へのタッチポイントというのはつまりは情報へ触れる接点とか、機会を多くしたいということ、そうしたこういうような接点を多くするということから、いろんな場を設けるということにしています。その場として、新文化拠点内では、それぞれの用途に合わせたスタジオを配置するというような形になっております。

次に情報への導き手、2つ目ですけれどもこれは、ガイドの役割を担うものということになります。場を設けただけでは十分ではなくて、その場で求めている情報へたどり着くための、ガイドであったり、そこで出た情報をより深く活用するためのガイド、また次の学びへつなげるためのガイド役を置くことで、いわゆる探求的な学びの場をつくり出していきたいというふうにしております。

3つ目の情報のコンテナ、これについては、1つ目、2つ目で、かつ先ほどの場と人でのこの活動を支える情報の入れ物として機能すること、またその入れ物に入った情報を使いやすくするためのいろ

いろな技術を備えるというようなことになります。入れ物に入れる情報であったり、例えば、地域の情報や資料を作ったり、保管する技術やそれらを発信、表現する技術を整備していくということになります。

かえって難しい何かごちゃごちゃしましたけど、つまりは、情報を得られる場をまず構えて、その情報につながるための人を配置して、それらの活動を術、技術で支えると。そういうようなコンセプト、概念になっているということになります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。なかなかこう大きな概念で、すぐにはこれなかなか理解するには難しいと思うんですけども、その概念の2つ目に説明いただきました、この新文化拠点には、司書の方とは別にですね、コーディネーターを配置する構想も説明を受けているところであります。面白いなというふうに思うんですけども、図書館を併設する新文化拠点として、特異的な構想にもなるのかなというふうにも思います。

このコーディネーターの関わりで、どんなことが展開していくのか、できたらこう具体的にこんなことができるよとか、ちょっとわかりやすい事例を挙げて説明をいただきたいと思っておりますけども、よろしくお願ひします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。まずコーディネーターは何の役割をするかということですがけれども、先ほど御説明しました場と人と術が最大限に発揮できるように、企画、サポート、あるいは調整をしたり、また他の施設や団体、地域とつながりを構築するために配置をするものになっております。

もう少しちょっと例を挙げて例えばの話になりますけど具体的に申しますと、例えば交流スペースというのがありますので、その場で、地域資料のアーカイブ化を進める講習をするだったりとか、例えばですけども読み聞かせのグループと一緒に絵本を作る会を開催したりとか、そういうような、いわゆるイベント的なものや教室的なものを企画運営をするような役割も一つです。

また他にも青山文庫、地質館など、専門の専門的な知識を有する施設が町にありますし、そのほかにも地域の集落活動センターもありますので、そういったところと連携して、地域ならではの人材とつながる、そしてそういうような情報を求める人へのつながりを調

整していく。こういうのをレフェラルサービスと呼ぶようだけれども、こういうようなレフェラルサービスを実施するというようなことも考えられます。

他にも情報への導き手となるガイド役を養成するというような役割もありますし、あと学校と連携しながら、ふるさと教育の実践の場を作ったり、またはICTなどの情報テクノロジーの活用方法をレクチャーしたりなど、いわゆるこれまでなかなか司書さんだけでは難しかったような、そういうような業務を担って、そういうような業務を実施するというようにしております。

こういうような業務をコーディネーターが実施することで、司書、それからまたボランティアの皆さんにも参加をいただきますけれども、司書やボランティアさんとともにですね、新しい文化拠点において学び合いの広場を作り上げていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。長年の念願である、図書館建設をめぐってですね、新たに次のステージアップされた新文化拠点構想の中に組み入れてのスタートになっていくのかなと思います。

ぜひ、町民にとって利用しやすい文化拠点として、また住民の要望に応じていく役割を發揮していく、今説明いただきましたけれどもそうした文化拠点施設となっていくためにもですね、欠かせないのがそこで働く職員の配置なのかなとも思っているところであります。司書を含めたコーディネーター、あるいは他の職員配置について、現在、具体的に検討されてることがあれば御説明をいただきたいというふうに思います。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。職員の配置については、あくまで現段階のまず、まだ検討中、検討段階の内容ということにはなります。

まず一つ目は図書館機能を充実するために複数の司書を置きたいと。複数の司書の配置を考えております。それから、先ほど出ました、交流機能を充実するためのコーディネーターを配置をしたい。それから、施設管理とか図書館のほうでも事務がありますんでそういった事務を取るための職員を置く必要があるだろうと。

それから、そうした図書館機能と交流の機能、これもバラバラに動いてはだめですので、こういうのを一体化を図るためにも施設長

というような方に置いて、その人の統制下の中で、連携してやっていきたいというふうなことを考えております。

また今申し上げた職員だけでは担い切れない部分も多々あると。例えばICTのことであつたりとか、それから図書館のシステムのことであつたりとか、そういうことも想定されますので、そういうものについては、委託などで、も合わせて、運営体制を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。具体化はこれからであります。ぜひ佐川町の図書館がですね、他の利益でできて新しい図書館もできておりますけども、佐川町独特の機能を持った役割を持ったこの図書館として、新文化拠点スタートしていくようにですね、必要な人も配置もし、そしてまた、そうしたこれからの運営についてもですね最善の手だてが講じられるように、担当の課としても大変だと思うんですけども、頑張っていたきたいということをお願いいたしまして、私の質問、今定例会での質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

副議長（森正彦君）

以上で、5 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで 15 分休憩します。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 25 分

副議長（森正彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1 番、齋藤光君の発言を許します。

1 番（齋藤光君）

1 番、齋藤光です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず 1 点目の質問ですが、佐川町の林業、特に自伐型林業について質問をさせていただきます。先ほど、坂本議員からも質問があった項目ですので、重なる部分もあると思っておりますがその部分については簡潔で結構ですのでよろしくお願ひいたします。

佐川町の自伐型林業といえは、全国で見ても先進的な取り組みと

して、メディアでの露出も年々増えてきております。先日も特集でYahooニュースの全国版に掲載され、テレビでも放映され、佐川町の知名度アップという観点から見ても自伐型林業の影響力と注目度は大きくなっております。しかしながら、今年度、佐川町自伐型林業の地域おこし協力隊の募集はしておらず、現状来年度の採用はありません。注目度が高い今こそ、求人や採用がしやすい状況だと考えられますが、今年度の募集がなかった理由をもう一度聞かせてください。

そしてもう一つ、今後の自伐型林業の募集に関しての考えも一緒にお聞かせください。よろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

齋藤議員の御質問にお答えいたします。先ほど齋藤議員もおっしゃられましたように、今年もし、自伐型林業を募集すれば人は来るのではないかというような形では思っております。

ただ、先ほど坂本議員の時にもお答えをさせていただきましたが、現状では山の集約化の中でも、施業を委託できる山の確保が少し追いついていない。町が想定するより、理想的な林業ができる山が少ないというような状況になってきております。

今、林業、自伐型林業として佐川町が注目を集めているのは、3年間の技術の向上を終えた後、施業地があると、このセットの仕組みの中で、先進地として取り上げられているというふうに認識しております。この中で、施業地が確保できない、見通しがいいという中では、自伐型林業の協力隊を募集するべきではないと考えております。

今後の募集の方針につきましては、今年、ゾーニングを行って、佐川町内の山の中で理想的な整備ができる場所であったり、理想的ではなくて急峻な作業道になるかもしれないが、搬出ができるような山。またそもそも道が入らないので、切り捨て間伐などを行いながら整備を進める山といったところを、今年度からゾーニングをしてそのあたりを把握したいと考えております。

その上で、森林整備の担い手がもう少し必要になるということであれば、地域おこし協力隊の募集を含めて担い手の確保をどうするかということ、その時点でもう一度前向きに検討して、進めたいと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

御答弁ありがとうございます。まずですね、ゾーニングという言葉が出てきたんですけれども、このゾーニングに関して、どういうプランで行っていくのか、そもそもゾーニングとは何なのかをもう一度、お聞かせください。よろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

ゾーニングにつきましては今年から着手をしております、佐川町の山の中で、まず、佐川町がこれまで進めてきました2トングが入って、緩やかな道で搬出間伐ができるのに適した山、そういったところがまずどの程度あるのか、どこにどれだけあるのかというところを、完璧ではないかも知れませんが、エリアとして落としていきたいとまずは考えております。

その上で、ダンプなどの車両系は入らないけれども、林内作業車などのクローラ系の重機が入るような山で、整備ができる場所がどの程度あるのか。

あとは、岩石があったり、崩壊地帯等で、そもそも植林を搬出、道を入れて搬出することが困難な場所がどれだけあるかと、というようなことを地図上に落とした上で、ある程度の面積なども把握した上で、整備を進めたいというところで考えているところです。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。本来の集約に加えて、全国でも先進的な取り組みである中、をしている中、ゾーニングも行い、少々マンパワーの不足というか人手不足を感じるような部分が、外から見えますけれども、新しい取り組みをしているので、それに見合った人員配置がされているのか、それについてお答えをお願いよろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。当町の林業を担当する正規職員は3名おりまして、県内の自治体の中ではしっかりと配置できているほうだと認識しております。

業務量としましては、先ほど議員がおっしゃられたように、管理契約地や施業委託地が増えることによって、業務量は増えていております。それに伴って必要であればですね、人件費などの必要経費の7割が特別交付税として算定される地域林政アドバイザー制度を活用した増員というところを検討していきたいというふうに考え

ております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。ぜひそういう制度を活用して、林業の自伐型林業の制度運用をしていただけると嬉しいなと思います。

佐川町の自伐型林業は、当初の総合計画では 10 年計画となっていたと、なっていますけれども、次の 10 年間はどうか、さらに言うと今後どうなっていくのか、佐川町の集約化において山主さんとは 20 年の契約をされてると思いますが、今後も継続的に林業の推進をしていくべきではないかと考えております。佐川町として、自伐型林業を今後どうしていくのかを教えてください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。自伐型林業については、当初、地域おこし協力隊を 10 年採用するという計画と、総合計画の中で当面の 10 年間の計画というところで、位置付けをして実施してきました。

植林のスギやヒノキの寿命が 200 年から 300 年あるというふうに伺っておりますので、町としましても、100 年から 200 年後に価値ある山づくりを目指していこうということで、林業の取り組みを進めてきております。

令和元年度に開催しました持続可能な林業シンポジウムにおきましても、将来に山の価値を上げる、上げる適切な森林整備を心がけること。先人から受け継いだ山をより良くして、次の世代に渡すこと。町内で林業を続けられる森林経営と整備をすること。この 3 つを佐川町の森林整備の方針として御説明をさせていただいており、現在もこのまま取り組みを進めております。

全国的な動向としましては、森林経営管理法が平成 31 年 4 月 1 日から施行されておりました、市町村に対しては森林所有者に森林管理の意向調査を実施するなどした上で、適切な森林管理や整備が行われるように努められることが求められております。

この法律に基づく制度の中では、山林を経営に適した山と経営に適さない山に分けております。適した山とは、搬出間伐などで収入が上がる山になり、適さない山は収益が出ない山。搬出ができない場合や、搬出ができて赤字になる山になります。

経営に適した山林は、国や県が進める従来通りの施策、市町村独自の施策、森林経営管理制度に基づく方法のいずれかで整備をすることになっております。当町の場合は、法律が施行される前から、

自伐型林業として、町独自の施策で森林整備を進めてきておりますので、経営に適した山林につきましては、これまで同様に、地域おこし協力隊の任期満了者の方に整備を委託していきたいというふうに考えております。

一方、経営に適さない山につきましては、市町村が直接委託などをして整備をすることになります。現状では、着手できておりませんが、収益が上がらない山に関しましても、切り捨て間伐など、適切な整備が必要であるというところは認識しているところです。

今後におきましても、これまで通りの取り組みを生かして、しっかりと森林整備を進めていきたいと思っております。まずは、現状の課題を解決させながら、将来価値ある山づくりを目指した継続的な取り組みが、林業には必要だと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。私としても、継続的に、林業、佐川町の林業を考えて運営していくことが理想的だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、観光振興についての質問をさせていただきます。新型コロナウイルスの感染者数が日に日に増えてきています。この高知県でも、感染者が増加傾向にあります。しかし、感染症を過剰に恐れ、社会経済活動を停止させるのではなく、重症者や死亡者を抑制しつつ、社会経済活動を正常化への方向、正常化の方向への動きがあり、全国で見ても少しずつ考え方が変わりつつあります。

諸外国では日本より随分と正常化への動きが強く、もうマスクをしていないと言われている国もあります。日本でも、これから社会経済活動の正常化が進み、観光分野においても需要が復活してくると私は予想しております。

ここで仁淀ブルー体験博についてお聞きします。仁淀ブルー体験博は仁淀川流域の6市町村合同での体験博とのことですが、この体験博は、地域のストーリーや文化、ライフスタイルを発信することができる仕組みだと考えております。体験を通して、その地域のファンを増やしていくことが可能です。

さらに仁淀ブルー体験博は6市町村合同で、仁淀川流域全体の観光を盛り上げていくことに意義があると私は考えています。この考え方は、点での観光振興ではなく面での観光振興です。もちろん規模が大きくなれば難しくなることもあるかと思いますが、大きい規

模になれば情報発信力も高まりますし、その他にもメリットがたくさんあります。

この仁淀ブルー体験博事業ですが、どういう経緯で始まったのか、それと、今までの実績を教えてください。そして、新型コロナウイルスの状況下からの開催となった仁淀ブルー体験博ですが、今後も長期的目線で継続していくべきだと考えておりますが来年度以降の、来年度以降はどのような計画になっているのでしょうか。2つ質問お答えをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは齋藤議員の御質問にお答えいたします。まず仁淀川ブルー体験博の始まった経緯、それと、これまでの実績、それと、来年度以降どのように考えているのかと、こういった御質問だったかと思いますが、まず仁淀ブルー体験博、こちらにつきましてですが、この事業につきましては平成13年に大分県府市で始まりまして、別府八湯温泉博覧会、通称オンパクというのですがこれを発祥とするもので、地域内の自然環境や町並み、文化、歴史、こういった地域資源のほうを発掘しての着地型観光体験プランによります、観光振興、これに加えましてプログラム提供者の企業でありますとか、町の活性化こういったものにつなげる取り組みというふうになっております。

岐阜県の長良川エリア、こちらのほうでもですねこのオンパク手法を取り入れまして、長良川温泉博覧会というものを実施しているところなんです、こちらのほうにですね、この仁淀川流域の市町村長のほうが視察をした際に、先ほど齋藤議員もおっしゃいましたが、点ということではなく、この流域を面として捉えた、観光施策として必要ではないかというところで昨年からのこのブルーの体験博の開催というふうにつながっております。

これまでの実績についてですが昨年度が1回目でありましたので、昨年の10月22日から、11月30日までの間、仁淀川流域の自然などを生かしました33のプログラムのほうが企画造成されておまして、全体で509名の定員に対しまして、コロナ禍ではありますが、422名の方に参加をいただいております。

参加者の7割近くが、女性で40代から50代の方が半数を占めておりますが、10代から70代に至るまでの多くの方に参加をいただいているところでございます。また、約半数の方が高知市からこ

れ、全体の8割強が高知県内からの参加者となっております。

今年の仁淀ブルー体験博につきましては、9月22日から実施をされまして11月26日に終了したところですが、昨年を上回ります53のプログラムが実施されております。現在、仁淀ブルー観光協議会の事務局のほうにおきまして、この参加者の数値でありますとかアンケートなど、こういったものを今現在取りまとめを行っているところでございます。

昨年に参加された方の中には、2つ以上のプログラムを体験された方もおりまして、先ほども申しましたが今後におきましても、仁淀川流域の面として捉えてですね周遊型の観光として、期待されるものというふうになっております。

仁淀ブルー観光協議会ではこのブルー体験博が、仁淀川流域を周遊する観光資源として期待できますことや、まだまだ始まったばかりですのでこれからもですね発掘できます地域支援、こういったことも大いにあると思われまますので、来年度以降につきましても、引き続き事業を継続していく方向で協議のほうが進められております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございました。継続して事業を行うように協議されているということで、安心しました。

そして、あわせてですね、同じ内容、同じ内容というか似たような内容である佐川独自でやってる佐川町のわんさかわっしょい体験博、通称わんぱくについて、わんぱくについての今後に、今後の考えを佐川町としての考えを教えてくださいませんか。よろしく願います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。佐川町はこのオンパクの手法を活用いたしました観光振興や地域活性化に向けた取り組みを、このブルー体験博に先行して行っております。平成30年にプレ開催を行いまして、令和元年度から、これまで毎年開催をしてきているところでございます。

来年度以降につきましては、先ほど報告させていただきましたこの仁淀ブルー体験博、これが昨年から始まったばかりですので、本来、やはりこの佐川町だけでなく面としてこの流域で考えていくということが、有効ではないかというふうにも考えておりますので、

こういった仁淀ブルー体験博のこちらの動向の方も注視しながら、仁淀ブルー体験博との一本化こういったことも視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。それじゃ次に五位山イルミネーションについてお聞きいたします。

五位山イルミネーションは、佐川町の五位山公園で行われたイルミネーションイベントです。2017年と2018年の2回行われました。4、5年経った今でも、子供たちからさまざまなイルミネーションが施されたすべり台を滑ったときの思い出話を聞きます。子供たちは今でも覚えています。このときの思い出から五位山イルミネーションをもう一度、子供に強烈な印象を作ったイベントをもう一度やって欲しいという声は少なくありません。

ここで五位山イルミネーションイベント開催に至った経緯や、来場した人数などの実績を教えていただきたいのと、もう一つ、佐川町として、今後もう一度五位山イルミネーションを開催することは可能なのか、この2点について教えてください。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。この五位山でのイルミネーションにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、2カ年実施しているところなんです。平成29年度に、アーティスト補充部門で採用いたしました地域おこし協力隊の活動として実施をしたものです。

平成29年度には4日間で約1,400人。平成30年度には、3日間で約3千人の来場の実績がっております。令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、中止というふうになっております。

地域おこし協力隊の方がですね、この事業に取り組みました目標といたしましては、五位山公園が作られた当時のように、多くの方が訪れていただけるような公園に戻すためとして行われたもので、マスコミ等にも取り上げられたことなどからですね、休日の親子連れや遠足などでも、人が集まるようになりました。

この事業を実施するに当たりまして周辺の自治会や保育所、また各種団体によりまして、実行委員会のほうを立ち上げ、多くのボランティアの方に関わっていただいております。新型コロナウイルス

の影響によりまして、地域おこし協力隊の3年目としての活動の五位山イルミネーションは中止という形で終わっておりますがもう一度開催をということになりますと、これまで関わっていただきました、実行委員会のメンバーの方たちが、事業継続していくことができないのか、そういったこともお話も伺いながら、実行委員会の事業として開催することができないのか、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。五位山イルミネーション事業も、イベントも、地元の方々、実行委員会の方々の協力があったことだと思いますので、今後とも、今後も協議の上取り組み、もう一度開催に向けて動いていきたいと思っておりますよろしく申し上げます。

次に地域おこし協力隊の制度についてお聞きいたします。

佐川町の地域おこし協力隊の制度の活用は、県内でもトップクラスです。地域おこし協力隊の運用に関わる財源についても、特別交付税措置があるなど、財政面でも有利な制度です。佐川町での地域おこし協力隊は、3年間の任期終了後の定住率、定着率は高い水準で、地域活性化に有効性が見受けられております。

そこで、佐川町においてのこれまでの地域おこし協力隊の採用実績、そして来年度、令和5年度の採用予定についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。佐川町では地域おこし協力隊の制度を、平成26年度から本格的に、本格的に導入いたしまして、いたしているところでございます。

本年度までの実績といたしまして、まず自伐型林業、こちらのほうで39名。2つ目にもものづくり関連、佐川発明ラボとなりますが、こちらのほうで18名。次に芸術など、アーティストの部門といたしまして、こちらで4名。次、農業振興といたしまして9名。次に、観光振興といたしまして4名。その他といたしまして、牧野公園の整備でありますとか、ふるさと納税に関するものなど、計7名、合計でこれまで81名の雇用実績となっております。

それと先ほど齋藤委員から申し上げましたように、定住率、高くなっているというところですが、これまで56名の方が、地域おこし

協力隊のほうの任用期間のほうを終了しまして、そのうちの38名の方が、引き続き佐川町のほうでの生活のほうを続けていただいております定住率といたしましては、67.9%ということで全国的にも、約65%ってことですので税金、全国より少し高い状態となっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。今おっしゃっていただいた通り、佐川町ではこれまでも多くの地域おこし協力隊制度での採用をし、活用を行っているところであります。なので、佐川町としてもノウハウが蓄積されていますし、今後も活用していったほうが良いと考えております。今後の採用体制としても積極的に採用していくべきだと考えてます。

例えば、今で言えば、もっと道の駅に関する協力隊を募集してもいいと思いますし、新しくできる新文化拠点に関する募集もあっていいと考えております。佐川町としては今後の地域おこし協力隊の募集、募集について、計画や方針はありますか。教えてください。よろしくをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。すいません先ほど、令和5年度のほうの方針についてちょっと回答抜かっておりましたので、そちらのほうと合わせまして、全体的な部分で御説明のほう、御回答のほうさせていただきます。申し訳ないです。

令和5年度につきましては、まず、現在のところですねものづくりや、道の駅のほうに併設しますおもちゃ美術館の運営に関わる人材というものを募集する予定としております。

続きまして地域おこし協力隊を積極的に活用する考えはという部分について御回答させていただきます。

全体的な考え方としてですが、こちらのほうにつきましてはこの制度での採用人数につきましては、それぞれの分野におきまして担い手として必要な人数をまず精査する必要があるというふうに考えております。

今後におきましても、この制度の制度を継続し、優秀な人材を雇用することで、佐川町の各種課題解決のために力を貸していただき、ひいては移住定住人口の拡大にもつなげていきたいというふうに考えております。以上です。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。私のほうからは、道の駅での協力隊の採用というところで御回答させていただきます。

道の駅については、今年度、情報発信PRで1名、パティシエで1名の2名を採用しておりますので、来年度以降の予定は、現在のところは考えておりません。以上です。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私のほうからは新文化拠点のほうでの雇用について回答いたしたいと思えます。

新文化拠点での地域おこし協力隊の活用というところですが、今のところは考えていないということになります。

といいますのも、任期が終わった後の定住について、どうしても司書さんとか、先ほど出たコーディネーターという職種上ですね、なかなか独立してという形は難しいと考えておまして、任期が終わった後、定住するにはどこかの施設で雇われないといけないということで、そういう保証がない以上なかなか無責任にこう募集するのはどうかなということで今のところは考えておりません。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。協力隊の採用について募集について、今お答えしていただきました。今少しお話が出ましたけれども、次の地域おこし協力隊の卒業後の進路についての質問に移らせていただきたいと思います。

ここで卒業とは、地域おこし協力隊の任期3年間を終えて、任期満了になった後のことという定義で進めたいと思えます。

私自身、地域おこし協力隊の制度を利用して、佐川町に移住させていただきました。もちろん3年間の任期も終了いたしました。地域おこし協力隊に応募する時点で、最長3年間の任期であることはわかっていました。なので、3年後に自分はどうかということとは最初から考えておかなければいけないなど私自身は考えておりました。まだ任期中は3年後以降にも焦点は当てつつ、協力隊でのミッションに臨んでおりました。幸いなことに、私は自伐型林業のミッションで、任期満了後のスキルトレーニングも3年間の間に、同時に行うことができたのでありがたいケースだったと、今は思っております。

全国の地域おこし協力隊のケースでは、3年の任期を満了し、そのまま定住した場合は、約4割ほどが起業しています企業独立をしています。このことから、卒業後、独立や企業に至るケースは珍しいことではありません。しかしミッションの特性上、通常の業務内に、卒業後の独立や企業に向けた活動が行いにくいミッションもあります。先ほどお話が出たような内容ですね。

地域おこし協力隊は、3年間の任期で終了する制度であることは前提で間違いのないことではありますが、そうした独立や開業に向きづらいミッションなどの任期满了後について、佐川町として何か、お考えはあるか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。齋藤議員がおっしゃいますようにこの地域おこし協力隊は最長で3年の活動期間のほうがございます。

町といたしましては必要とします担い手の確保や、町の活性化につながる職種を雇用していくというところがございますが、齋藤議員おっしゃいますように、職種によりましては、その先がなかなか見出しにくい部分もあるところもあります。

また、隊員自身のですね卒業後の考え方こういったこともですね、尊重していく必要があると思いますので、先ほど言われてますように、退任後におきましても、起業するなど町内で継続して働いていただけるような、また先の見えづらい職種につきましては、この3年間の中でですね、しっかりと話し合いの場、そういったものを持ちながらですね、定住、こういったところにもつながるように、しっかりとサポートのほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。地域おこし協力隊で、地域おこし協力隊を応募して、佐川町に来る人間は、いろいろな特殊能力というか、さまざまな技能を持つての方が多く見られますので、そういった能力を積極的に活用できる場があれば、活用のサポートをしていただければ、していただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上で、私の質問は終わりとさせていただきますと思います。丁寧な御答弁ありがとうございました。

副議長（森正彦君）

以上で、1番、齋藤光君の一般質問を終わります。
本日の日程は全部終了しました。
次の会議を6日の午前9時とします。
本日はこれで散会します。

散会 午後4時2分

